基準２７　自動火災報知設備に関する基準

※無印：法令基準　●：指導基準

１　用語の定義

(1)　「警戒区域」とは、火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。

(2)　「アドレス感知器」とは、固有の信号を発する感知器をいう。

(3)　「アドレス中継器」とは、感知器に固有の信号を付加するための中継器をいう。

(4)　「一系統」とは、１伝送線に接続される感知器又は中継器の受け持つ警戒範囲をいう。

(5)　「感知区域」とは、壁又は取付け面から0.4m（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあっては、0.6m）以上突き出したはり等によって区画された部分をいう。

(6)　「蓄積付加装置」とは、受信機が検出した火災信号を蓄積することにより非火災報の防止を図ることができる機能を受信機に付加する装置をいう。

(7)　「移報用装置」とは、自動火災報知設備の火災信号を他の防災機器に移報するための装置をいう。

２　受信機

受信機は、省令第24条第２号から第４号まで、第６号並びに第24条の２第１号及び第４号の規定によるほか、次によること。

(1)　常用電源

ア　交流電源

(ｱ)　電源の電圧及び容量が適正であること。

(ｲ)　定格電圧が、60Ｖを超える受信機の金属製外箱は努めて接地工事を施すこと。

(ｳ)　省令第24条第３号イに規定する「交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること」とは、専用回路とし、配電盤又は分電盤により、階別主開閉器の電源側から分岐すること。（基準27－１図参照）

ただし、他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共用する場合で、これにより自動火災報知設備に障害を及ぼすおそれがないときは、共用することができる。

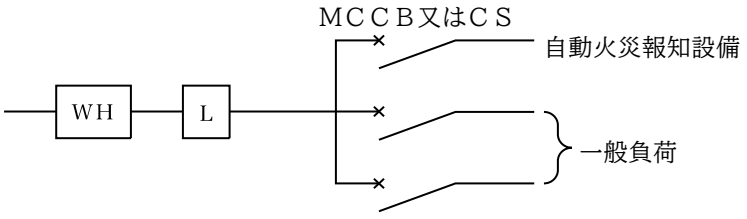

凡例

ＷＨ	電力需給用計量器	ＭＣＣＢ	配線用遮断器
Ｌ	電流制限器	ＣＳ	カットアウトスイッチ（ヒューズ付）

基準２７－１図

(ｴ)　省令第24条第３号ロに規定する「電源の開閉器には、自動火災報知設備用のものである旨を表示」は、開閉器等の見やすい箇所に、自動火災報知設備専用である旨の赤色の表示を付しておくこと。●

イ　蓄電池設備

蓄電池設備を常用電源として使用する場合は、認定品を使用すること。●

(2)　非常電源

非常電源は、基準 19 非常電源によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3)　設置場所

ア　省令第 24 条第２号ニに規定する防災センター等（以下「防災センター等」という。）とは、次に掲げる場所が該当するものであること。

ただし、防災センター等が存しない場合にあっては、火災表示を容易に確認できる場所に設けること。

(ｱ)　防災センター
(ｲ)　中央管理室
(ｳ)　守衛室
(ｴ)　管理人室

イ　温度若しくは湿度が高く、又は衝撃、振動等が激しい等、受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。

ウ　省令第 24 条の２第１号イに規定する「受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がないこと」は、操作上又は点検上障害とならないよう、基準 27－２図による有効な空間を確保すること。●

なお、自立型の場合で背面に扉等がないものは、背面の空間を省略することができる。

また、操作上又は点検上支障にならない場合は、図中の数値以下とすることができる。

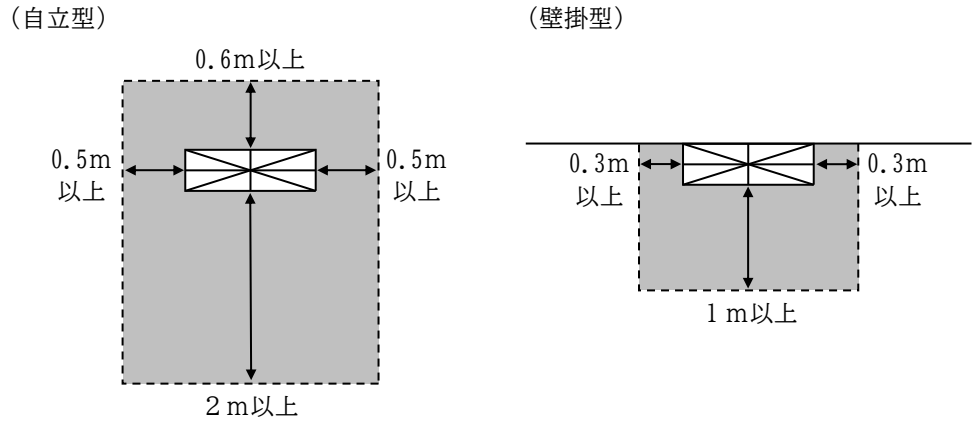

基準２７－２図

エ　地震動等の振動による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

オ　１の防火対象物に２以上の受信機を設置する場合

省令第 24 条第２号トに規定する「受信機のある場所相互間で同時に通話することができる設備」は、次に掲げるものをいう。

(ｱ)　発信機（Ｐ型１級、Ｔ型）
(ｲ)　非常電話
(ｳ)　インターホン
(ｴ)　構内電話で緊急割込の機能を有するもの

カ　１棟の建築物は、原則として１台の受信機で監視するものであること。●

ただし、同一敷地内に２以上の建築物がある場合等管理上やむを得ない場合は、受信機の場所を１箇所とし、各建物と受信機のある場所相互間で同時に通話することができる設備を設け、設

備の集中管理を図ることができる。

キ　放送設備が該当する防火対象物にあっては、操作部と併設すること。●

ク　営業時間外等で無人となる防火対象物について、火災覚知体制を確立するために警備移報、関係者移報又は屋外に地区音響装置を設置すること。●

ケ　表示器（副受信機）の操作スイッチの高さについては、省令第 24 条第２号ロを準用する。●

コ　受信機付近に非常用の照明装置を設置すること。●

(4)　機器

ア　一の表示窓で、２以上の警戒区域を表示しないこと。

イ　煙感知器を接続させるものにあっては、蓄積式のものとすること。●

ただし、次のいずれかに該当するものにあってはこの限りではない。

(ｱ)　中継器又は感知器に蓄積式のものを設けた場合

(ｲ)　二信号式受信機を設けた場合

ウ　増設工事等が予想される場合にあっては、受信機に余裕回線を残しておくこと。●

エ　感知器等を他の設備と兼用するものにあっては、火災信号を他の設備の制御回路等を中継しないで表示すること。●

ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で、兼用するものにあっては、この限りではない。

(5)　警戒区域

警戒区域は、政令第 21 条第２項第１号及び第２号の規定によるほか、次によること。

ア　２以上の独立した建築物にまたがらないこと。●

イ　表示窓等には、警戒区域、名称等が適正に記入されているか、火災時に名称等が適正に表示されるものであること。

ウ　警戒区域の面積の算出は、感知器の設置が免除されている場所も含めて警戒区域の面積を算出すること。●

ただし、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段等の部分で、床面積に算出されない場合にあっては、警戒区域の面積に含める必要はないこと。（基準２７－３図参照）

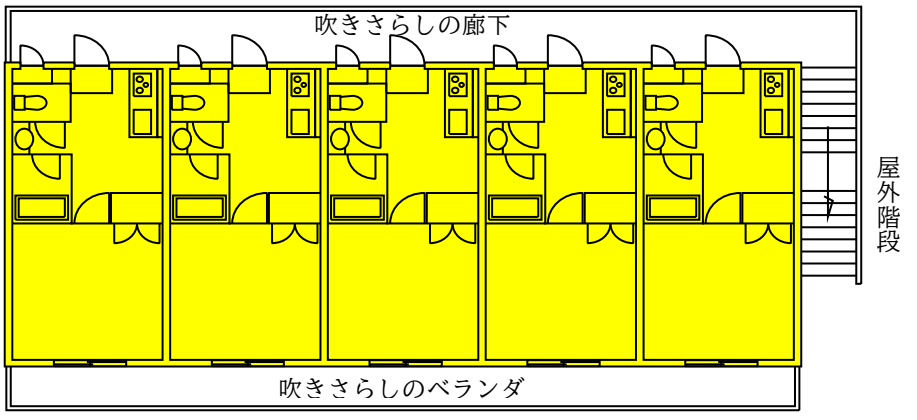

基準２７－３図

エ　省令第 23 条第１項に規定する「一の警戒区域の面積が 500 ㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が防火対象物の二の階にわたる場合」は、警戒区域（天井裏、小屋裏等を警戒する必要がある場合は、その床面積を含む。）内のいずれかの部分に階段が設けられていること。●（基準 27－４図参照）

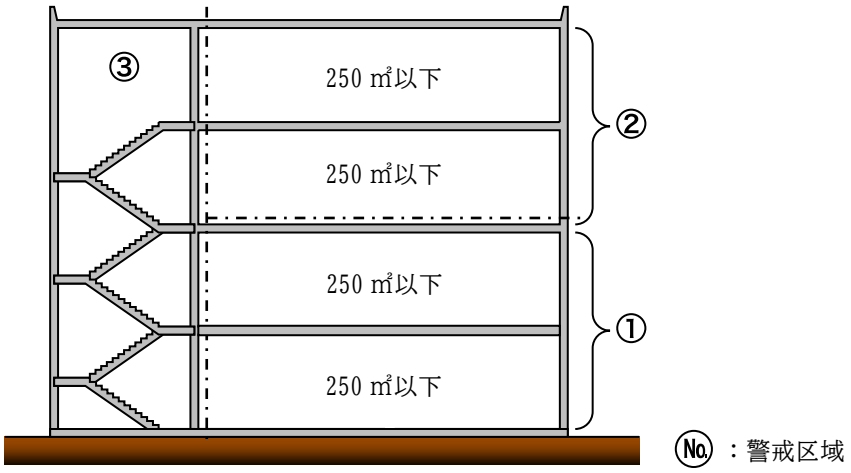

基準２７－４図

オ　省令第 23 条第１項に規定する「第５項（第１号及び第３号に限る。）の規定により、煙感知器を設ける場合」の階段及び傾斜路にあっては、高さ 45m以下ごとに、一の警戒区域とすること。●（基準 27－５図参照）

ただし、地階（地階の階数が一の防火対象物を除く。）の階段及び傾斜路は、別警戒区域とすること。

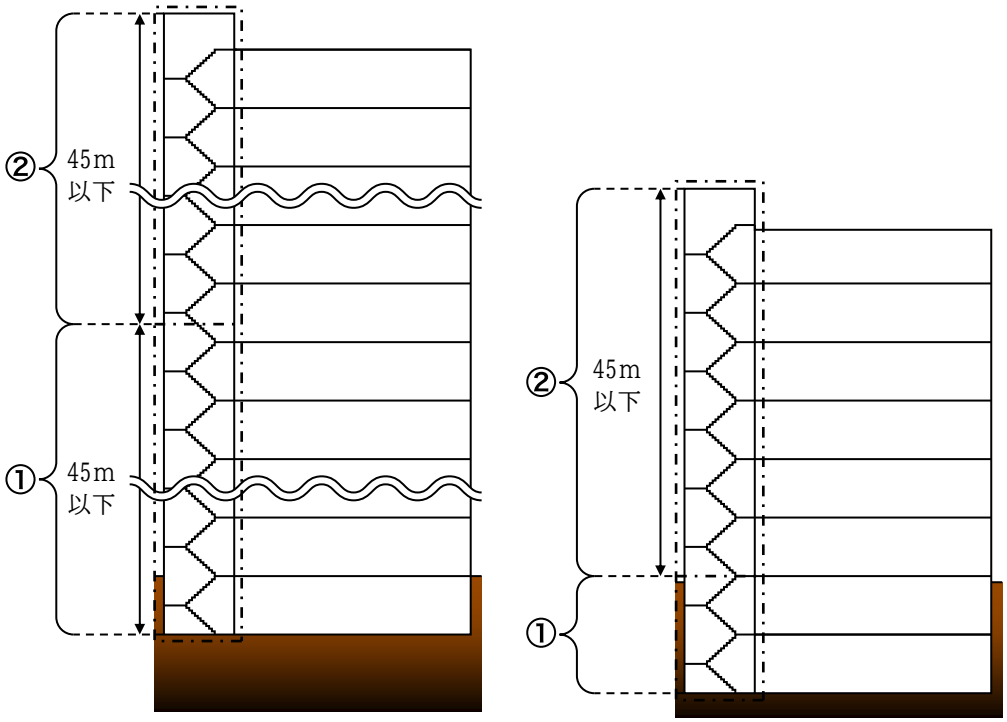

基準２７－５図

カ　省令第 23 条第１項に規定する「第５項（第１号及び第３号に限る。）の規定により煙感知器を設ける場合」の階段、傾斜路、エレベーターの昇降路、パイプダクトその他これらに類するものの部分（以下「階段等」という。）は、各階の居室、廊下等とは別警戒区域とする。また、階段等が同一防火対象物に２以上ある場合で、それらの一から水平距離 50mの範囲内にあるものにあっては、同一警戒区域とすることができる。（基準 27－６図参照）

ただし、頂部が３階層以上異なる場合、又は、頂部が地階になる場合には、別警戒区域とすること。

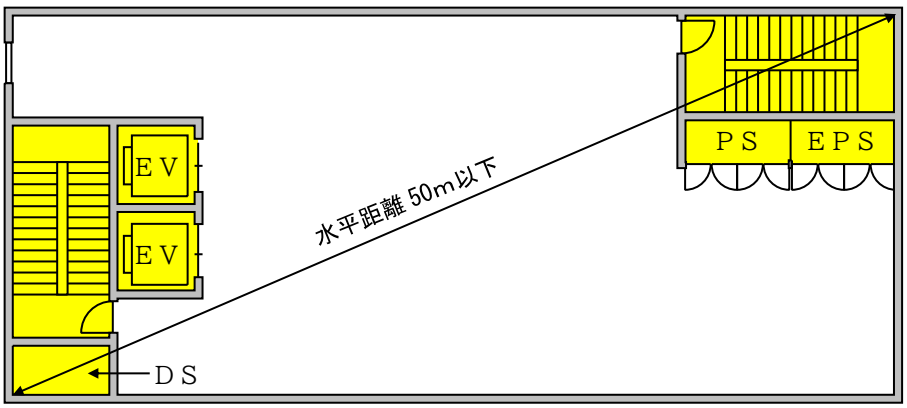

基準２７－６図

キ　階数が２以下の階段は、当該階の居室の警戒区域とすることができる。（基準 27－７図参照）

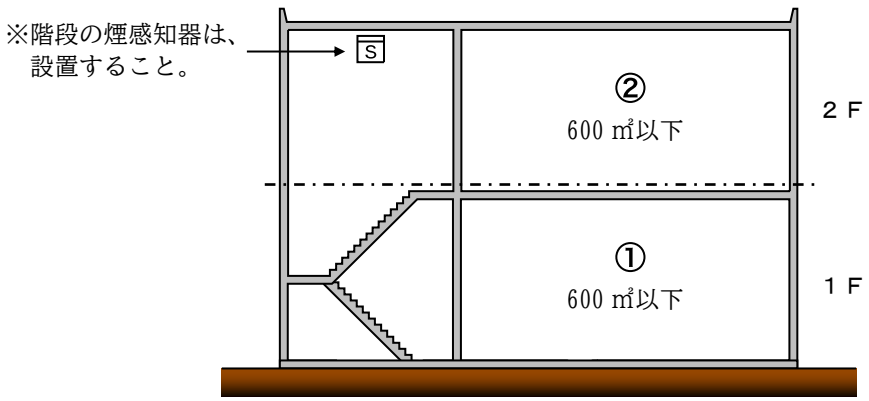

基準２７－７図

ク　外気に面して常時開放された下屋（車庫、倉庫等）で、車両の入庫又は収納物の集積等により省令第 23 条第４項第１号ロに該当しない場所の警戒区域は、直接外気に面するそれぞれの部分から５ｍ未満の範囲を除いて設定すること。（基準 27－８図参照）

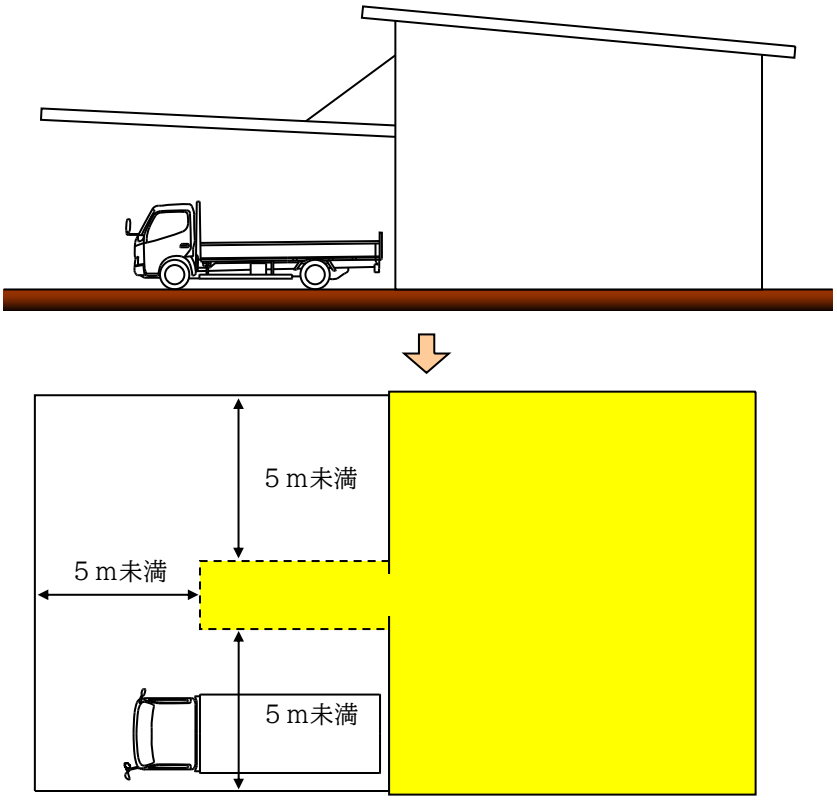

基準２７－８図

ケ　各階の階段がそれぞれ歩行距離５ｍ未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、直通階段とみなして警戒区域を設定することができる。

コ　警戒区域の境界は、あまり複雑にならないようにし、廊下、通路、壁、排煙区画、防火区画などとする。なお、関連する部屋（厨房と配膳室）などは同一警戒区域にまとめること。●

サ　泡消火設備等の感知部分として自動火災報知設備の感知器のほか一斉開放弁の開放専用の感知器を設置する場合の警戒区域は泡消火設備等の放射区域と同一に設定することができる。

シ　特定一階段等防火対象物のうち、階数が３階層以下で、かつ、延べ面積が 150 ㎡未満のもの（以下「小規模防火対象物」という。）にあっては、一の警戒区域は３の階にわたることができ、階段等の竪穴部分を当該区域と同一区域とすることができる。この場合の受信機は、Ｐ型３級のもの以外のものとすること。●

３　感知器

省令第23条第４項から第８項まで並びに省令第24条の２第２号の規定によるほか、次によること。

(1)　設置場所の環境状態

感知器の選択は、省令第 23 条第４項から第８項までの規定によるほか、設置場所の環境状態に適応する感知器を選択すること。●

ア　常時外気に直接開放されている部分から５ｍ未満の範囲の部分については、省令第 23 条第４項第１号ロに規定する「外部の気流が流通する場所」に該当するものであること。（基準 27－９図参照）

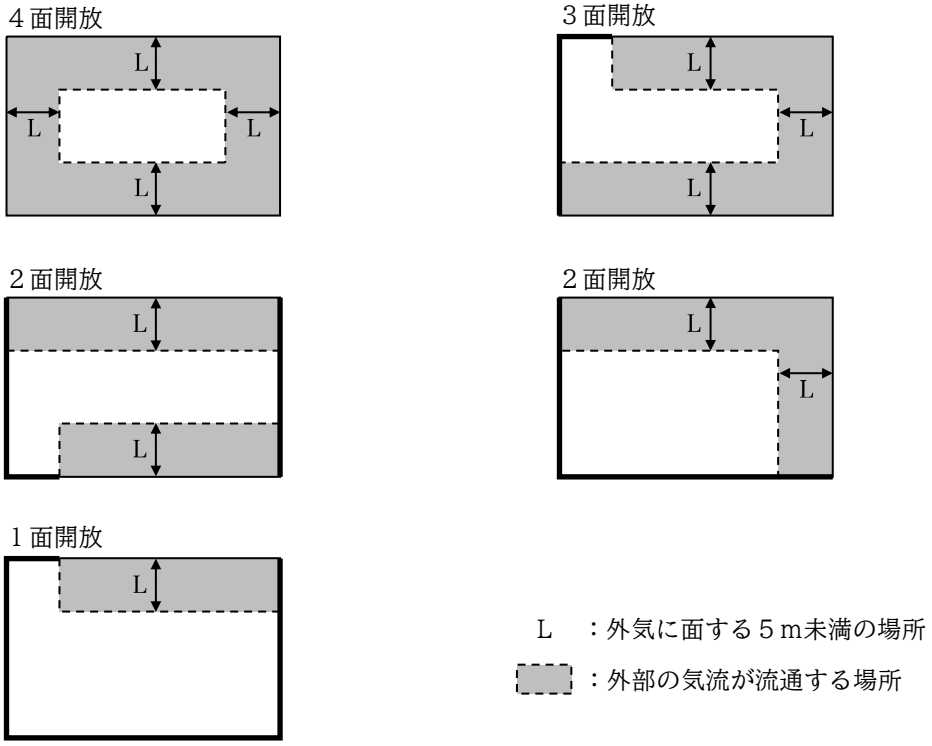

基準２７－９図

イ　多信号感知器以外の感知器

(ｱ)　省令第 23 条第４項第１号ニ(ｲ)から(ﾄ)まで及びホ(ﾊ)に掲げる場所に設置する感知器は、基準 27－１表によること。(基準 27－10 図参照)

(例１）政令別表第１(3)項ロに掲げる防火対象物の厨房

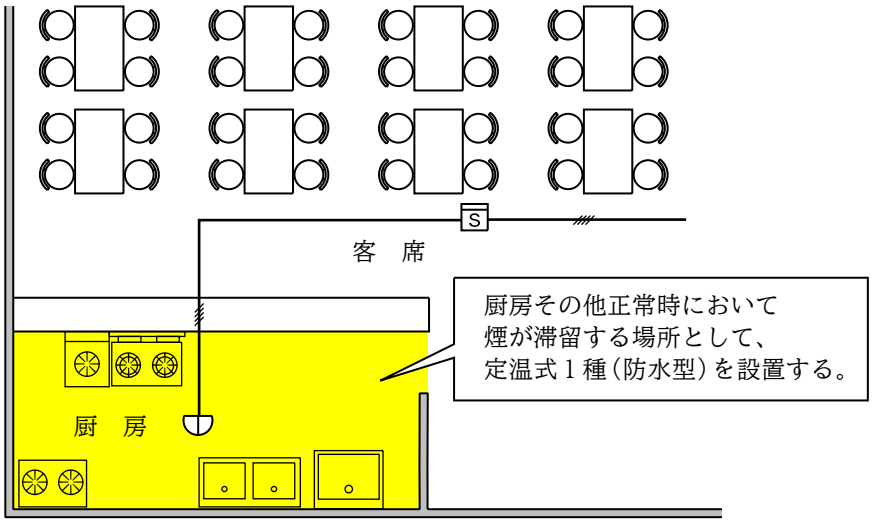

基準２７－１０図

(ｲ)　省令第 23 条第５項に掲げる場所のうち、基準 27－２表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、基準２７－２表中の適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。(基準 27－11 図参照)

なお、煙感知器を設置したのでは、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態にある場所にあっては、省令第 23 条第４項第１号ニ(ﾁ)に掲げる場所として第 27－２表中の適応熱感知器又は炎感知器を設置することができる。

(例２）政令別表第１(2)項ニに掲げる防火対象物の個室

省令第 23 条第５項第３号の２の規定により、
煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を設けなければならない。

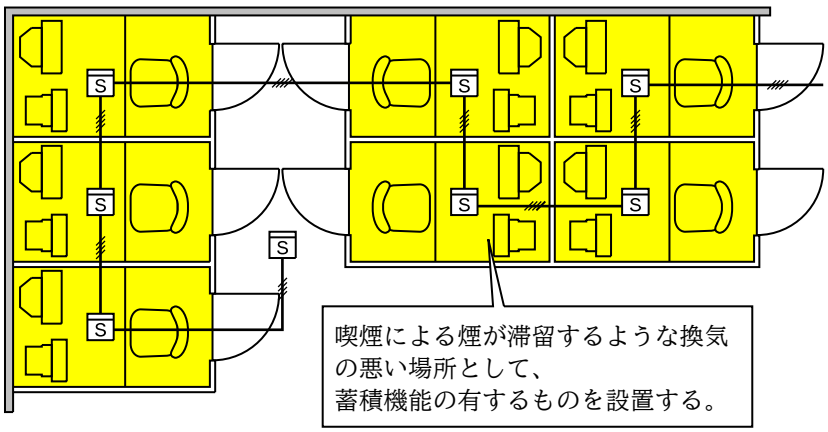

基準２７－１１図

（ｳ）　省令第 23 条第６項第２号又は第３号に掲げる場所のうち、基準 27－２表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、基準 27－２表中の適応熱感知器、適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。（基準 27－12 図参照）

（例３）政令別表第１(15)項に掲げる防火対象物

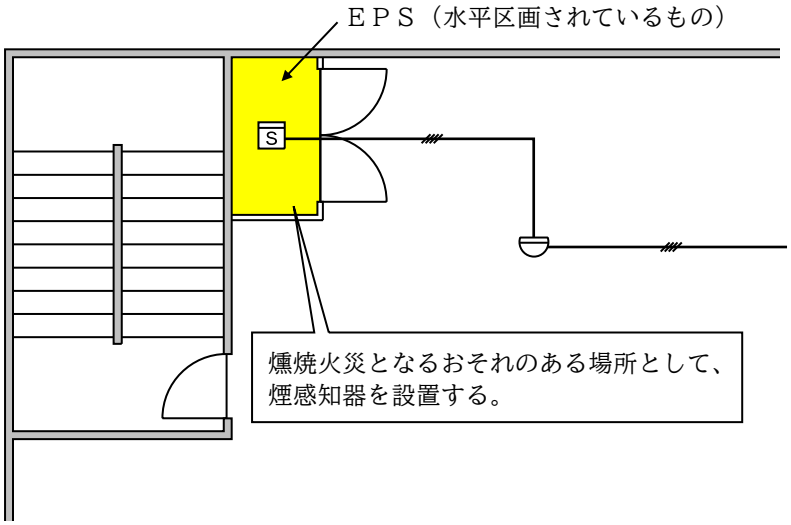

ＥＰＳ：パイプスペースのうち、電気設備の配線を通すスペース

基準２７－１２図

（ｴ）　省令第 23 条第４項第２号に規定する取付け面の高さに応じた感知器がないものにあっては、有効に火災を感知できる部分に限り、政令第 32 条の規定を適用し、基準 27－１表又は基準 27－２表に定める感知器を設置することができるものであること。（基準 27－13 図参照）

（例４）政令別表第１(12)項イに掲げる防火対象物

省令第 23 条第４項第２号の規定により、取付け面の高さが８ｍ以上 15m未満の場合、差動式分布型、イオン化式スポット型１種若しくは２種又は光電式スポット型１種若しくは２種を設けなければならない。

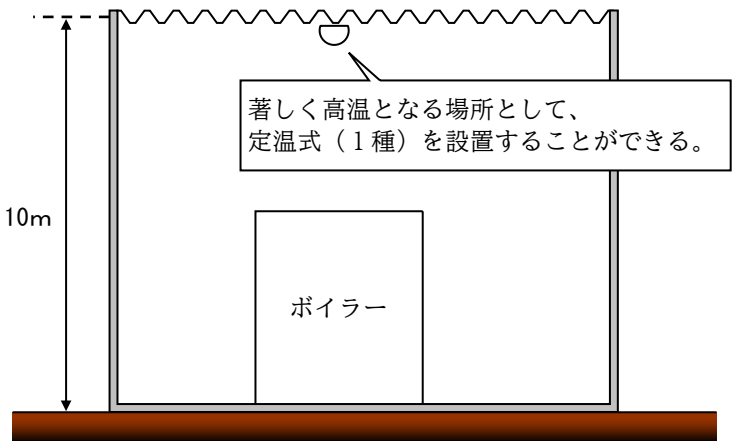

基準２７－１３図

基準２７－１表　　設置場所の環境状態と適応感知器

設置場所			適応熱感知器										備考
環境状態		具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型	炎感知器	
			1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種			
省令第二十三条第四項第一号ニ（イ）から（ト）までに掲げる場所及び同号ホ（ハ）に掲げる場所	じんあい、微粉等が多量に滞留する場所	ごみ集積場、荷捌場、塗装室、紡績・製材・石材等の加工場、荷造場、梱包場、仕切場、仕分場、製粉場、製綿場、精米場、リネン室、じんかい室、集じん室、石炭庫、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1　差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。 2　差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。 3　定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。 4　紡績・製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあっては特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあっては火災表示に係る設定表示温度を 80℃以下としたものが望ましいこと。
	水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室、脱衣室、湯沸室、消毒室、抄紙工場、サイダー・ビール・牛乳・ジュース工場の洗浄又は充てん場等、その他これらに類する場所	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	1　差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 2　差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。 3　差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。
	腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、汚水処理場、その他これらに類する場所	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1　差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること。 2　補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 3　定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。

設置場所			適応熱感知器										備考
環境状態		具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型	炎感知器	
			1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種			
省令第二十三条第四項第一号ニ（イ）から（ト）までに掲げる場所及び同号ホ（ハ）に掲げる場所	厨房その他に常時煙が滞留する場所	厨房室、調理室、仕込場、溶接作業所、ゴミ焼却室、霊安室、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。
	著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鋳造場、鍛造場、圧延場、映写室、スタジオ、サウナ室、熱交換室、照明室、貯湯槽室、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
	排ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、車路、自家発電室、トラックヤード、荷物取扱所、エンジンテスト室、自動車修理工場、自動車ターミナル、屋内自動車教習所、艇庫、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	煙が多量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫、ダムウェーター、事務室、休憩室及び控室、飲食店の客席、厨房周辺の廊下及び通路、食堂、給食室、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1　固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のものが望ましいこと。 2　厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。 3　前２の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は 60℃以下であること。
	結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場、パッケージ型冷却機専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺、鮮魚加工室、ポンプ室、水そう室、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1　差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 2　補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。
	火を使用する設備が設けられている場所で火災が露出するおそれのある場所	ガラス工場、キューポラのある場所、溶接作業所、厨房、鋳造所、鍛造所、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

注１　○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該場所に適応しないことを示す。
　２　設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。

３　差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の１種は感度が良いため、非火災報の発生については２種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
４　差動式分布型３種及び定温式２種は、消火設備と連動する場合に限り使用できること。
５　多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが第 27－1 表により適応感知器とされたものであること。

基準２７－２表　　設置場所の環境状態と適応感知器

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器						炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電式分離型	光電アナログ式分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場、遊戯場、喫煙所、更衣室、小規模な事務室（40㎡未満）、ロッカー室、談話室、面会室、衣裳室、その他これらに類する場所	○	○	○				○※		○※	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿直室、仮眠室、寄宿舎、就寝施設のある管理人室・用務員室・休憩室及び警備室、病室、保健室、その他これらに類する場所						○※	○※	○※	○※	○	○		
煙以外の微粒子が浮遊している場所	地下街通路、ファンルーム、その他これらに類する場所						○※	○※	○※	○※	○	○	○	

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器						炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電式分離型	光電アナログ式分離型		
風の影響を受けやすい場所	玄関、ロビー、ピロティー、神社等の拝殿、礼拝堂、神殿、神楽殿、観覧場、ホワイエ、屋外音楽堂の舞台部、塔屋にある機械室、空調機械室、ゴルフ練習場、車両の待合室、その他これらに類する場所		○					○※		○※	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	廊下、階段、通路、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフト、厨房外のダムウェータ、その他これらに類する場所							○		○	○	○		光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。
燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室、ケーブルシャフト、密閉倉庫、書類、衣類等が多量に収納される室							○		○	○	○		
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場・機械室、観覧席上部で感知器取付け高さが８m以上の場所、公会堂、講堂、舞台部、室内競技場、議場、大展示場、大宴会場、ホール、プラネタリウム、その他これらに類する場所		○								○	○	○	

注１　○印は当該設置場所に適応することを示す。
　２　○※印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。

3　設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
4　差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の１種は感度が良いため、非火災報の発生については２種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
5　差動式分布型３種及び定温式２種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
6　光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
7　大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所については、天井の高さが 15m未満の場合は差動式分布型又は光電式分離型２種を、天井の高さ 20m未満の場合は光電式分離型１種を設置するものであること。
8　多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の種別に応じ、そのいずれもが表により適応感知器とされたものであること。
9　発生する煙が黒い場合には、イオン化式又は光電式分離型を使用することが望ましい。

（ｵ）　省令第 23 条第 4 項第１号に掲げる場所に廊下又は通路等（幅員３ｍ未満のものに限る。）が存する場所又は細長い居室に熱感知器を設置する場合は、次によること。

ａ　廊下又は通路等の天井面から 0.4m以上の突出したはり等がない場合は、建物構造と感知器種別に応じ基準２７－３表に示す歩行距離（Ｌ）以内ごとに１個以上の感知器を設置するものであること。（基準 27－14 図参照）

基準２７－３表

感知器の種別 ＼ 建物構造	差動式スポット型 補償型スポット型		定温式スポット型		熱アナログ式 スポット型
	１種	２種	特種	１種	
耐　　火	15m	13m	13m	10m	13m
非　耐　火	10m	８m	８m	６m	8m

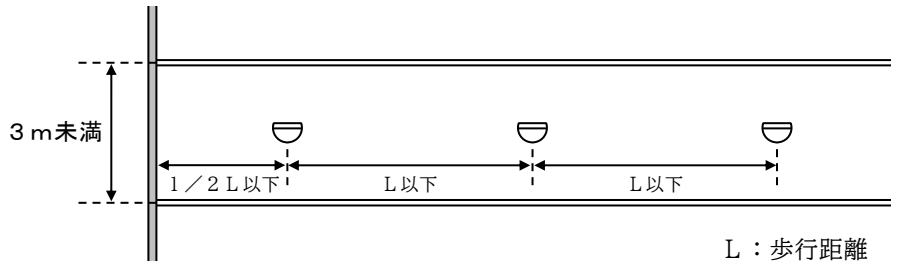

基準２７－１４図

ウ　多信号感知器

多信号感知器の設置については、その有する性能（種別、感度種別、公称作動温度、蓄積、非蓄積型の別等）のすべてが前イの設置条件に適応する感知器を設置すること。

（参考）省令第 23 条第５項、第６項第２号及び第３号

設置場所＼感知器の種類		煙感知器	熱煙複合式スポット型感知器	炎感知器	熱感知器
①	階段及び傾斜路（省令第 23 条第５項第１号）	○			
②	廊下及び通路(政令別表第１(1)項から(6)項まで、(9)項、(12)項、(15)項、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物の部分に限る。)（省令第 23 条第５項第２号）	○	○		
③	エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの（省令第 23 条第５項第３号）	○			
④	遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。）(政令別表第１(2)項ニ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）の部分に限る。）（省令第 23 条第５項第３号の２）	○		○	
⑤	感知器を設置する区域の天井等の高さが 15m以上 20m未満の場所（省令第 23 条第５項第４号）	○	○	○	
⑥	感知器を設置する区域の天井等の高さが 20m以上の場所（省令第 23 条第５項第５号）			○	
⑦	前①から⑥までに掲げる場所以外の地階、無窓階及び 11 階以上の部分（政令別表第１(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(15)項、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物又はその部分に限る。)（省令第 23 条第５項第６号）	○	○	○	
⑧	前①から⑦までに掲げる場所以外の地階、無窓階又は 11 階以上の部分（省令第 23 条第６項第２号）	○	○	○	○※
⑨	前①から⑧までに掲げる場所以外の場所（廊下、便所その他これらに類する場所を除く。）（省令第 23 条第６項第３号）	その使用場所に適応する感知器			

(注)※１　差動式若しくは補償式の感知器のうち１種若しくは２種
２　定温式感知器のうち特種若しくは１種（公称作動温度 75℃以下のものに限る。）

(2)　感知器の設置を要しない場所

省令第 23 条第４項第１号イからハまでの規定によるほか、次によること。

ア　機械設備等の振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等で、感知器の機能の保持が困難な場所

イ　温度の異常な上昇又は誘導障害等、非火災報を発するおそれのある場所

ウ　便所及び便所に付随した洗面所の用途に供する場所

ただし、次の場所は除く。

(ｱ)　便所に、電気便座付き便器又は自動洗浄乾燥室便器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電安法に基づき、安全性が確認されていない場合、又は、機器個々のヒーターの出力が２キロワットを超える場合

(ｲ)　便所に付随した洗面所に、電気温水器、ガラス曇り防止器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電安法に基づき、安全性が確認されていない場合、又は、機器個々のヒーターの出力が２kW を超える場合

(ｳ)　浴室にバランス釜を設けた場合で、室内に面する仕上げが準不燃材料の場合

エ　特定主要構造部を耐火構造とし、床、壁及び天井が準不燃材料で造られ、可燃性の物品を集積し又は可燃性の装飾材料を使用しない便所、浴室又は洗濯場等の用途に供する場所

オ　特定主要構造部を耐火構造とし、その開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものが設けられている金庫室に供する場所

カ　耐火構造の壁で造られ、各階又は２の階以下ごとに水平区画が施され、かつ、その開口部に防火設備又はこれらと同等以上のものが設けられているパイプシャフト等

ただし、電気シャフト、可燃性物品等の集積により出火危険がある部分を除く。

キ　プールの上部、プールサイド上部（乾燥室、売店等の付属施設を除く。）又はアイススケートリンク（滑走路部分に限る。）

ク　不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、次に掲げるもの（当該部分の設備、物件が、原動機、電動機等で出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められる部分を含む。）

(ｱ)　浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のみである部分

(ｲ)　サイダー、ビール、ジュース工場等で洗浄又は充てん作業場等の部分

(ｳ)　不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納又は取り扱わない部分

ケ　特定主要構造部を耐火構造とした建築物又は準耐火建築物の天井裏、小屋裏で不燃材料の床、壁及び天井で区画されている部分（区画内で断熱材等を使用する場合は、不燃材料とすること。）

コ　水平断面積１㎡未満のパイプシャフト等

サ　開放式の階段、廊下に接続するエレベーター昇降路等の部分

シ　エアーシャワー室（可燃物がない２㎡未満のものに限る。）

ス　恒温室、冷蔵室等で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設けられ、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合（基準 27－15 図参照）

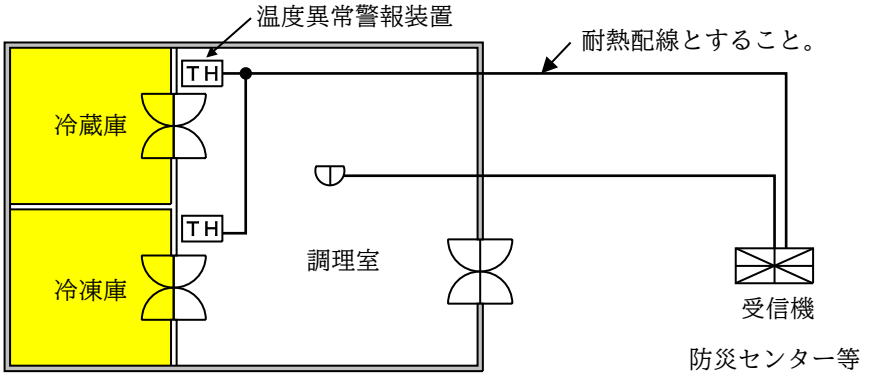

※受信機とは別に警報盤を設置する場合は、予備電源（１０分以上）を設置すること。

基準２７－１５図

セ　押入又は 3.3 ㎡以下の物置（以下「押入等」という。）で、押入等から出火した場合でも隣室等への延焼のおそれのない構造又はその上部の天井裏に感知器を設けてある場合（基準 27－16 図参照）

（その１）

耐火構造（天井裏に感知器がない場合）

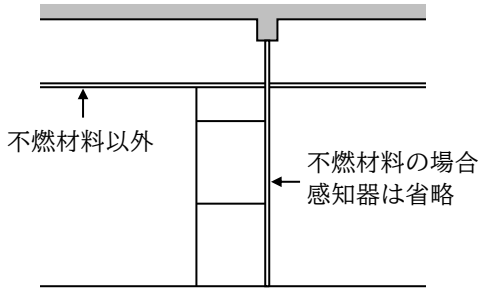

（その２）

耐火構造（天井裏に感知器がない場合）

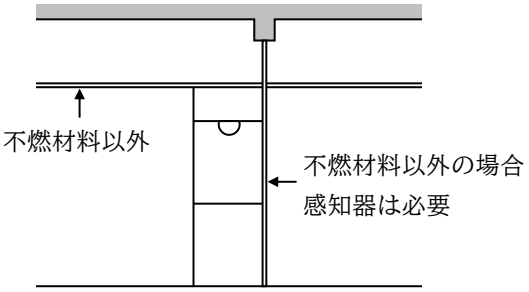

（その３）

耐火構造以外（天井裏に感知器がある場合）

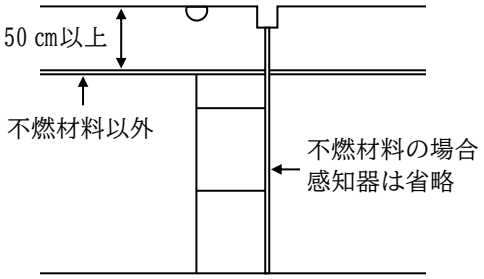

（その４）

耐火構造以外（天井裏に感知器がある場合）

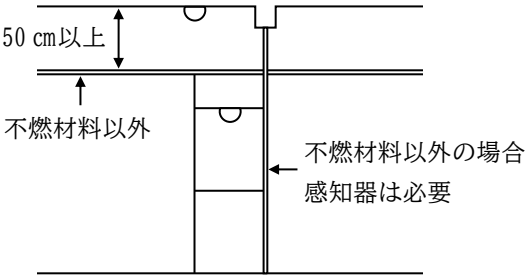

（その５）

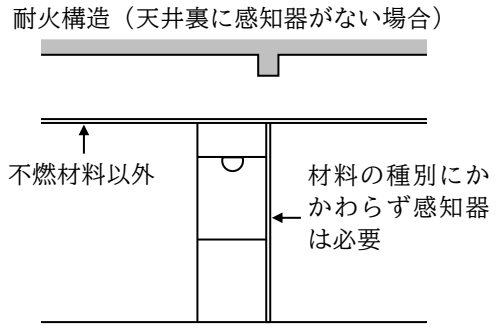

（その６）

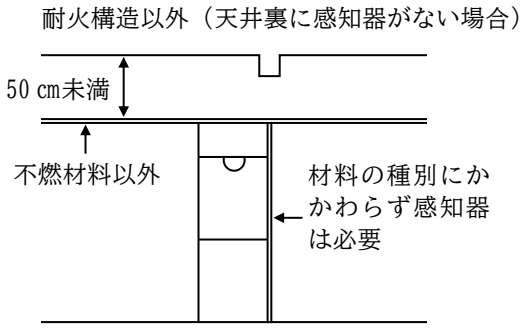

（その７）

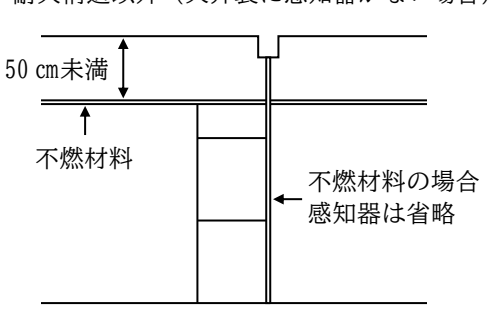

（その８）

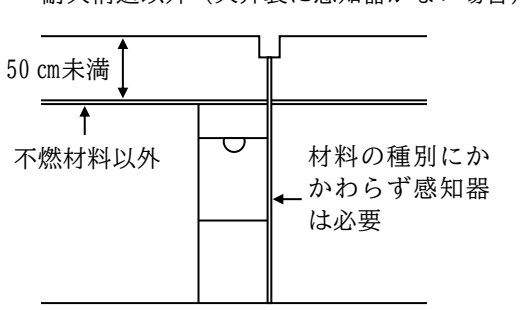

（その９）

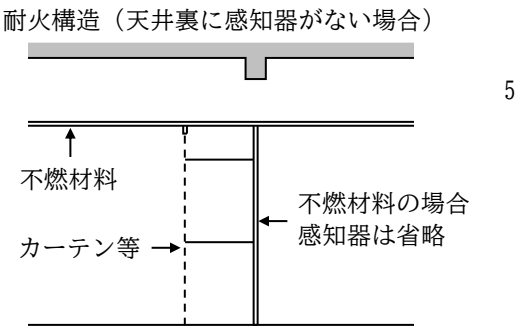

（その 10）

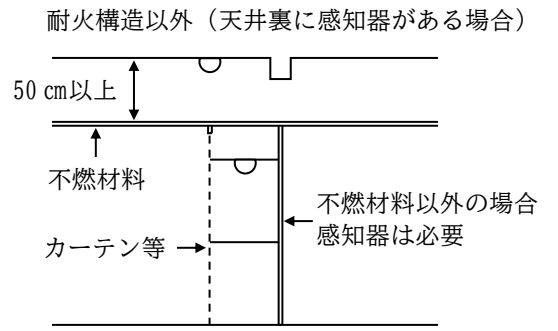

基準２７－１６図

(3)　感知器の取付け面の高さ

ア　省令第 23 条第４項第２号に規定する取付け面の高さは、取付け面の平均の高さに適応する感知器を設けること。（基準 27－17 図参照）

ただし、周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫、収納庫にあっては、この限りでない。

$$h = \frac{H+}{2}$$

h　：取付け面の高さ
H　：取付け面の最高部
H’　：取付け面の最低部

（その１）傾斜形天井等の例

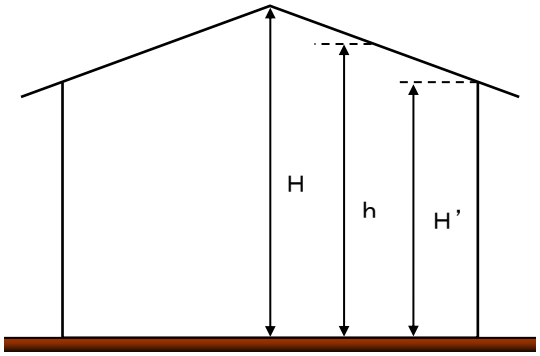

（その２）アーチ、ドーム形の天井等の例

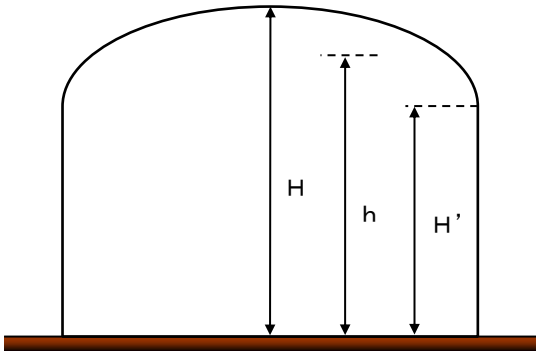

（その３）のこぎり形天井等の例

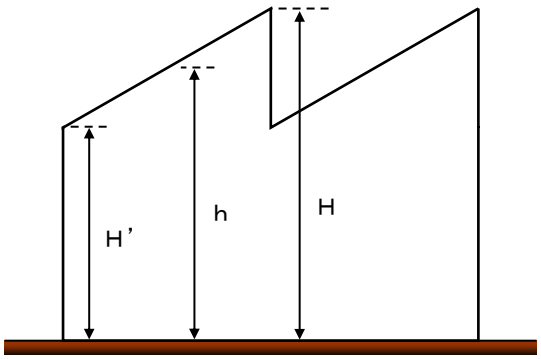

基準２７－１７図

イ　感知器の取付け面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合、頂部から感知器下端までとすること。（基準 27－18 図参照）

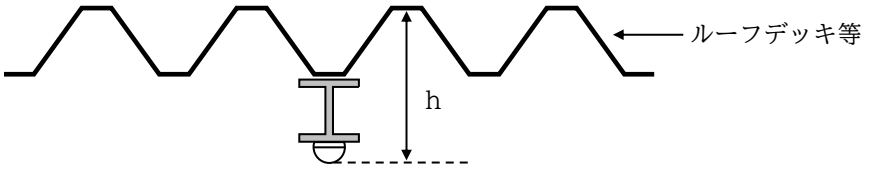

基準２７－１８図

（参考）省令第 23 条第４項第２号表　取付け面に応じた感知器の種別

感知器の種別 ＼ 取付け面の高さ	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式スポット型			イオン化式スポット型			光電式スポット型		
				特種	1種	2種	1種	2種	3種	1種	2種	3種
４m未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
４m以上８m未満	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	－
８m以上 15m未満	－	○	－	－	－	－	○	○	－	○	○	－
15m以上 20m未満	－	－	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－

(4)　感知区域

ア　差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型及び熱アナログ式スポット型感知器の感知区域を構成する間仕切壁、はり等（以下「間仕切等」という。）の上方（取付け面の下方 0.4m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（高さ 0.3m以上×長辺が間仕切等幅の 60%以上）を設けた場合は、一の感知区域とすることができる。（基準 27－19 図参照）

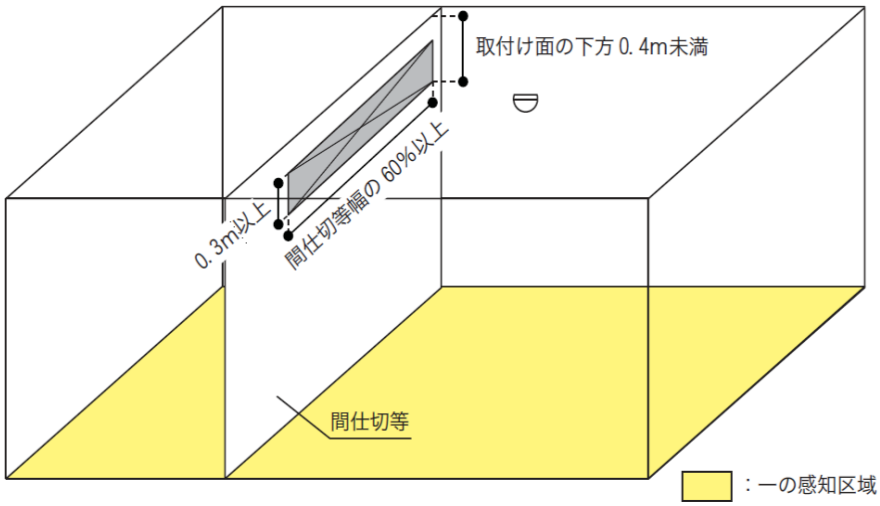

基準２７－１９図

イ　煙感知器の感知区域を構成する間仕切等の上方（取付け面の下方 0.6m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（高さ 0.2m以上×幅 1.8m以上）を設けた場合は、隣接する２以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。（基準 27－20 図参照）

また、間仕切等の上部に開口部（高さ 0.3m以上×幅 0.2m以上）を設け、その開口部から 0.3m以内の位置に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。（基準 27－21 図参照）

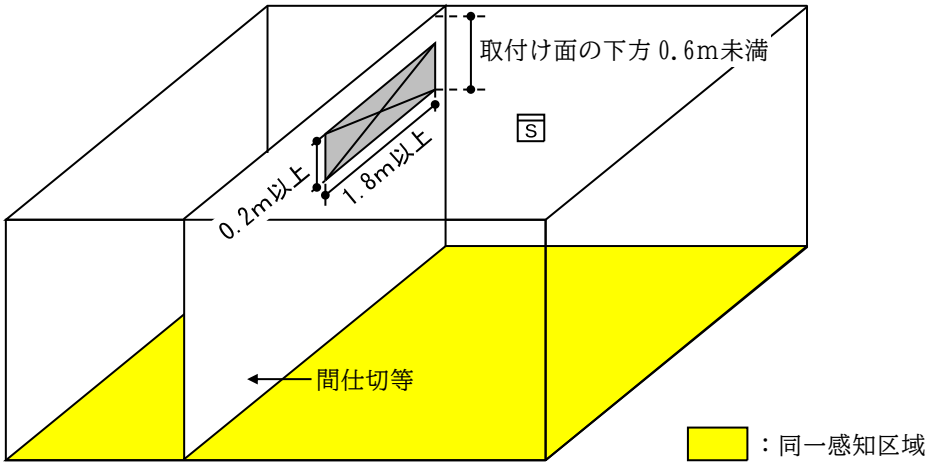

基準２７－２０図

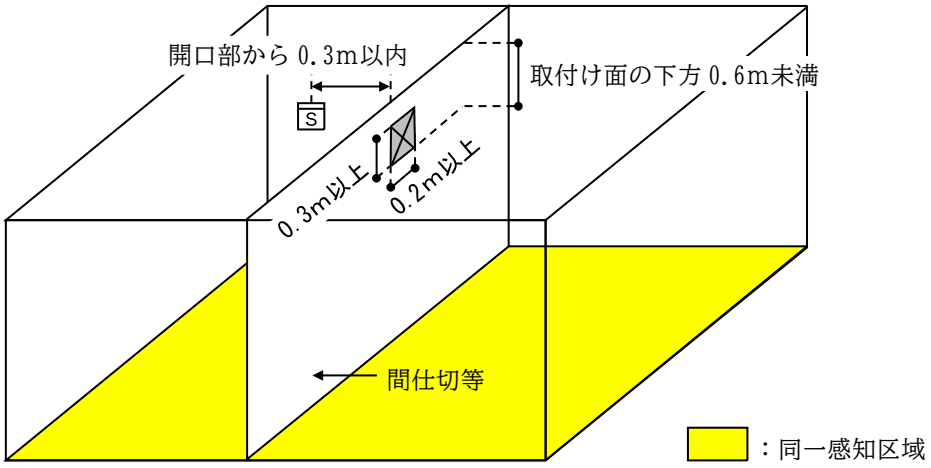

基準２７－２１図

イ　小区画が連続してある場合

はり等の深さが 0.4m（煙感知器の場合は、0.6m）以上１m未満で小区画が連続する場合は、感知器の取付け面の高さに応じて、基準 27－４表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域とみなすことができる。（基準 27－22 図参照）

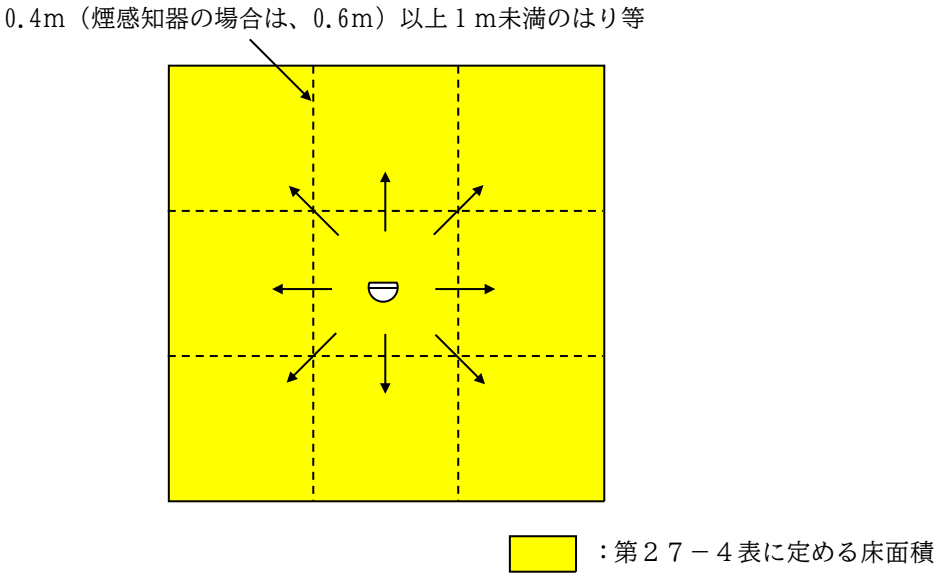

基準２７－２２図

基準２７－４表

使用場所の構造	感知器の種類 / 取付け面の高さ	差動式分布型		差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		煙感知器		
		１種	２種	１種	２種	特種	１種	１種	２種	３種
耐火	４m未満	25 ㎡	20 ㎡	20 ㎡	15 ㎡	15 ㎡	13 ㎡	60 ㎡	60 ㎡	20 ㎡
	４m以上８m未満									－
	８m以上 15m未満			－	－	－	－	40 ㎡	40 ㎡	
	15m以上 20m未満	－	－						－	
非耐火	４m未満	20 ㎡	20 ㎡	15 ㎡	10 ㎡	10 ㎡	８㎡	60 ㎡	60 ㎡	20 ㎡
	４m以上８m未満									－
	８m以上 15m未満			－	－	－	－	40 ㎡	40 ㎡	
	15m以上 20m未満	－	－						－	

ウ　一の小区画が隣接している場合

はり等の深さが 0.4m（煙感知器の場合は、0.6m）以上１ｍ未満で区画された５㎡以下（煙感知器にあっては 10 ㎡以下）の小区画が一つ隣接している場合は、当該部分を含めて同一感知区域とすることができる。（基準 27－23 図参照）この場合、感知器は小区画に隣接するように設けること。なお、小区画に加えた合計面積は、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて規定されている感知区域の床面積の範囲内とすること。

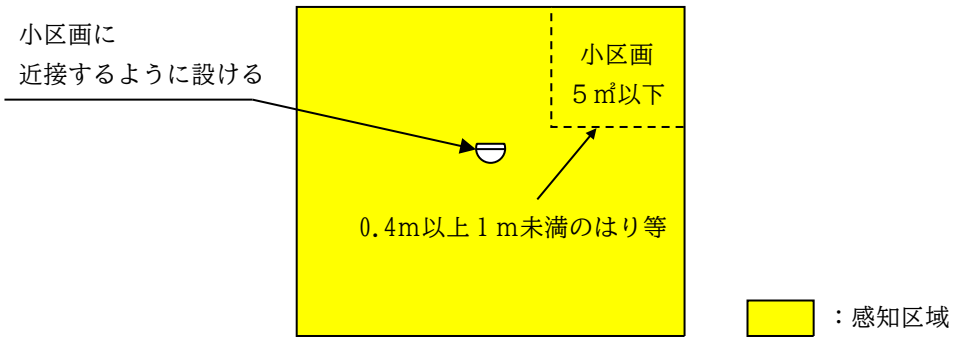

基準２７－２３図

エ　取付け面の下方 0.6m以上１ｍ未満の部分に短辺が３ｍ以上で長辺が 4.5m以上の棚、はり出し等がある場合は、別の感知区域とすること。

オ　火災の感知を妨げる障害物がないこと。

カ　スポット型の感知器は、一の感知区域内で極端に偏在しないように設けること。

ただし、天井の高さ４ｍ未満の水平面に取付ける場合で、取付け面のどの部分からも基準 27－５表の距離（Ｌ）以内となる場合は、この限りでない。（基準 27－24 図参照）

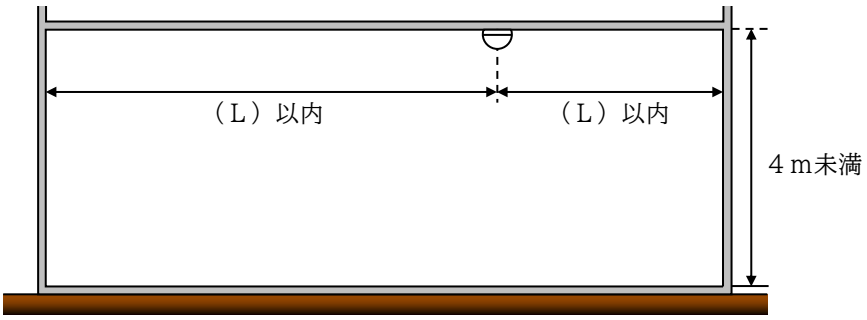

基準２７－２４図

基準２７－５表

感知器種別 ＼ 建築物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		
	１種	２種	特種	１種	２種
耐　火	９ｍ	８ｍ	８ｍ	７ｍ	４ｍ
非耐火	６ｍ	６ｍ	６ｍ	５ｍ	４ｍ

(5)　機器

ア　検定品であること。

イ　じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、防爆型等適当な防護措置を施したものを設けること。

(6)　設置方法

ア　差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器の設置方法は、省令第 23 条第４項第３号に規定するほか、次によること。

(ｱ)　省令第 23 条第４項第３号イに規定する「取付け面の下方 0.3m以内」は、基準 27－25 図の例によること。

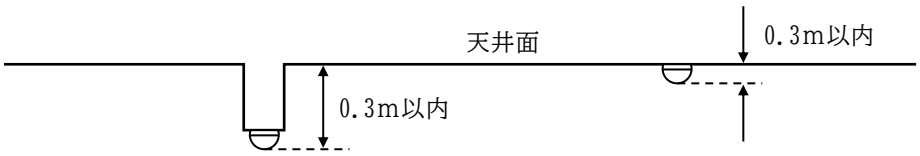

基準２７－２５図

(ｲ)　省令第 23 条第４項第３号ロに規定する一の感知区域内における感知器の必要個数は、次式により計算し、小数点以下は切り上げるものとすること。

$$\text{感知器の必要個数} = \frac{\text{感知区域の面積（㎡）}}{\text{設置する感知器１個の感知面積（㎡）}}$$

（参考）省令第 23 条第４項第３号ロ表　感知器１個の感知面積

取付け面の高さ ＼ 感知器の種別		差動式スポット型		補償式スポット型		定温式スポット型		
		１種	２種	１種	２種	特種	１種	２種
４m未満	特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	90	70	90	70	70	60	20
	その他の構造の防火対象物又はその部分	50	40	50	40	40	30	15
４m以上８m未満	特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	45	35	45	35	35	30	－
	その他の構造の防火対象物又はその部分	30	25	30	25	25	15	－

単位：㎡

(ｳ)　機能試験を行うのに困難な場所及び人的危険のある場所（電気室の高圧線の上部又は取付け面が高い場所等）に設けるものにあっては、当該場所の入口付近等試験の容易な場所に感知器の試験器を設けること。●

この場合、感知器と試験器の間の空気管は、検出部に表示された指定長以内とすること。

イ　差動式分布型感知器（空気管式のもの）の設置方法は、省令第 23 条第４項第４号に規定するほか、次によること。

(ｱ)　省令第 23 条第４項第４号イに規定する空気管の露出長が 20ｍに満たない場合は、２重巻き又はコイル巻きとすること。●（基準 27－26 図参照）

（２重巻きの例）　　（コイル巻きの例）

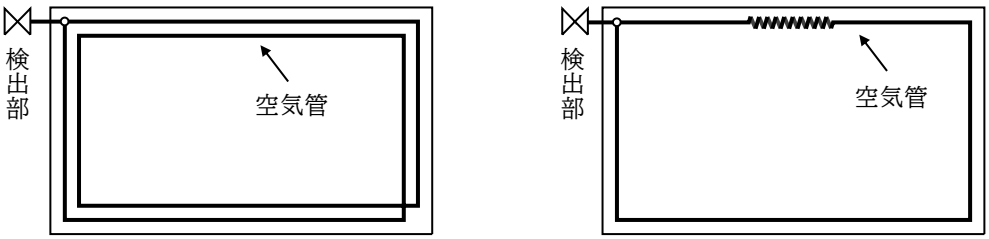

基準２７－２６図

(ｲ)　省令第 23 条第４項第４号ロに規定する「取付け面の下方 0.3ｍ以内」及びハに規定する「取付け面の各辺から 1.5ｍ以内」は、基準 27－27 図の例によること。

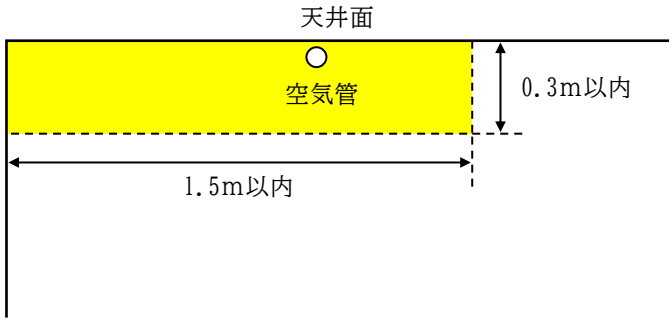

基準２７－２７図

(ｳ)　基準 27－28 図に示すように設けた場合は、省令第 23 条第４項第４号ハただし書きの規定に適合するものであること。

（その１）一辺省略の例

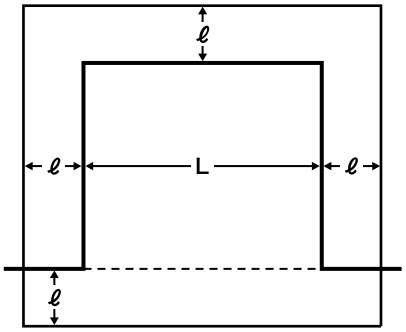

ℓ ＝1.5m以下
Ｌ＝６ｍ以下（特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては９ｍ以下）

（その２）一辺省略の例

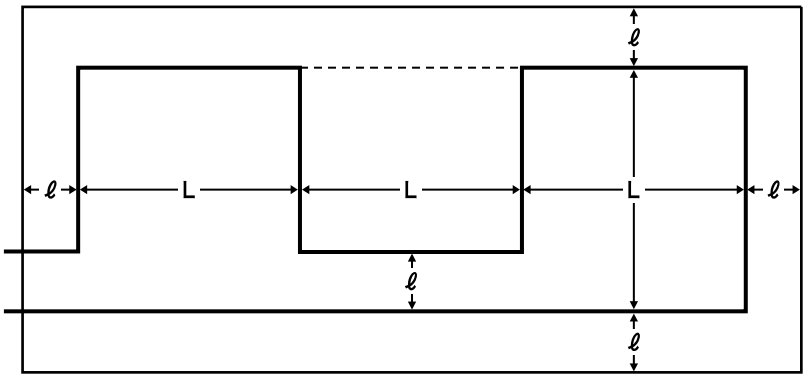

ℓ ＝1.5m以下
Ｌ＝６ｍ以下（特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては９ｍ以下）

（その３）一辺省略の例

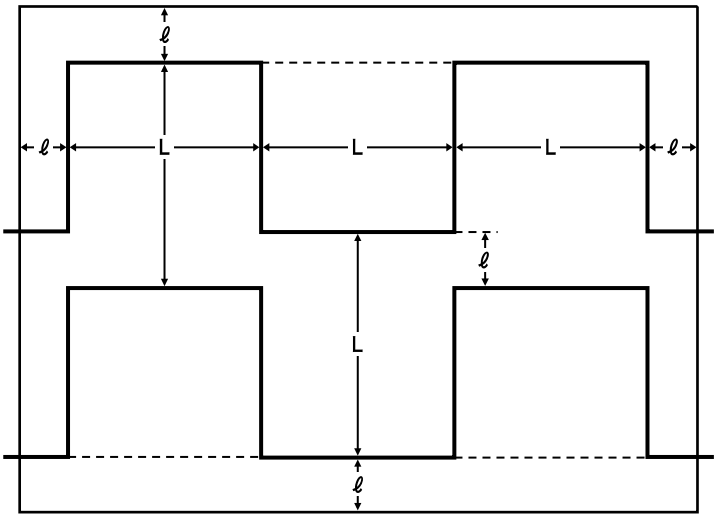

ℓ ＝1.5m以下
Ｌ＝６ｍ以下（特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては９ｍ以下）

（その４）二辺省略の例

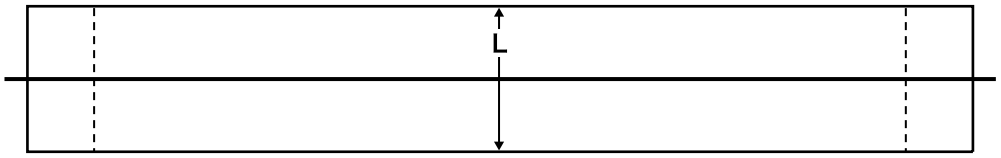

Ｌ＝２ｍ以下（特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては３ｍ以下）

（その５）二辺省略の例

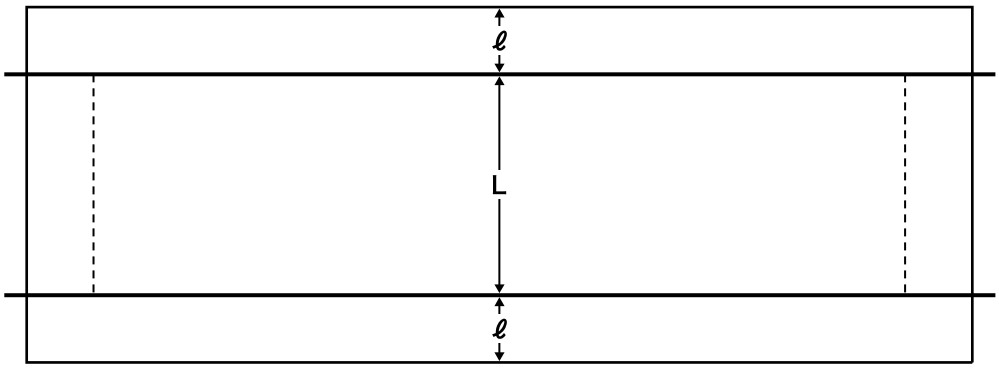

ℓ ＝1.5m以下
Ｌ＝５ｍ以下（特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては６ｍ以下）

基準２７－２８図

(ｴ)　10分の３以上の傾斜をもつ天井に布設する場合、その頂部に空気管を取り付け、かつ、当該天井面の上方にあっては２ｍ（特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては３ｍ）、下方にあっては８ｍ（特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては９ｍ）を超えない範囲で設け、平均設置間隔は５ｍ（特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては６ｍ）以下とすること。この場合の平均設置間隔とは、空気管を平面天井に布設するときの間隔（一辺省略の例）である。●（基準27－29図参照）

なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対称となるように設けること。また、左右の天井面に設ける空気管の検出部を異にする場合は、頂部にそれぞれ異なる空気管を平行に設けること。

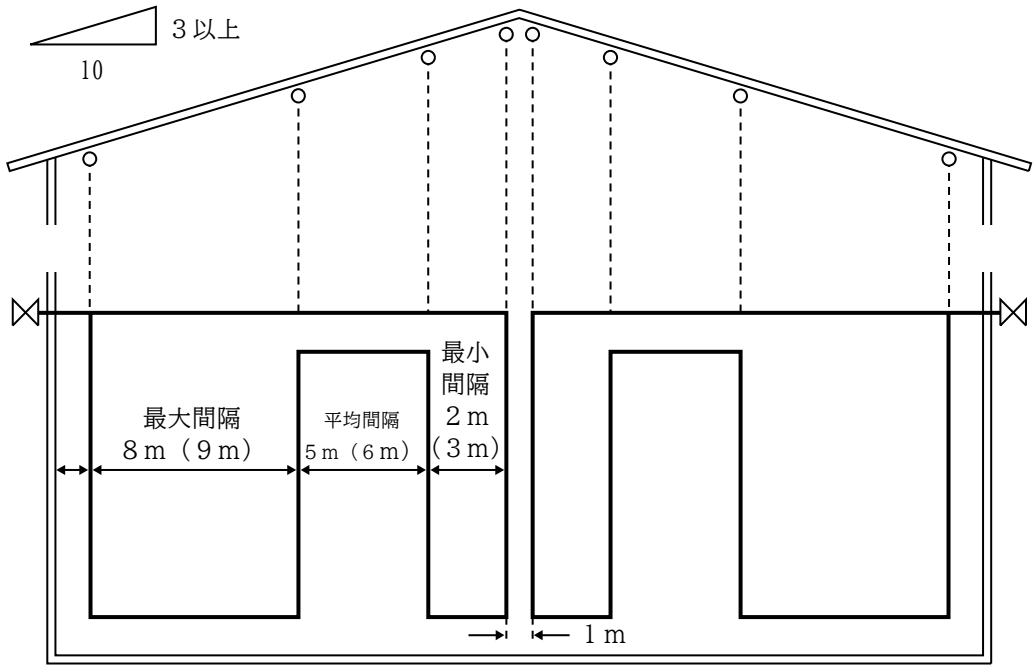

（　）内は特定主要構造部を耐火構造とした場合

基準２７－２９図

(ｵ)　省令第23条第４項第４号ニに規定する「一の検出部に接続する空気管の長さは、100ｍ以下」とは、検出部に接続するリード用空気管も長さに含まれるものであること。

(ｶ)　深さ 0.3m以上 0.6m未満のはり等で区切られた小区画が連続してある場合で、はり間隔２m以下の区画にあっては、区画ごとに長辺に平行して１本以上の空気管を設けること。●（基準 27－30 図参照）

ただし、はり間隔 1.5m以下の区画にあっては１区画おきに設けること。

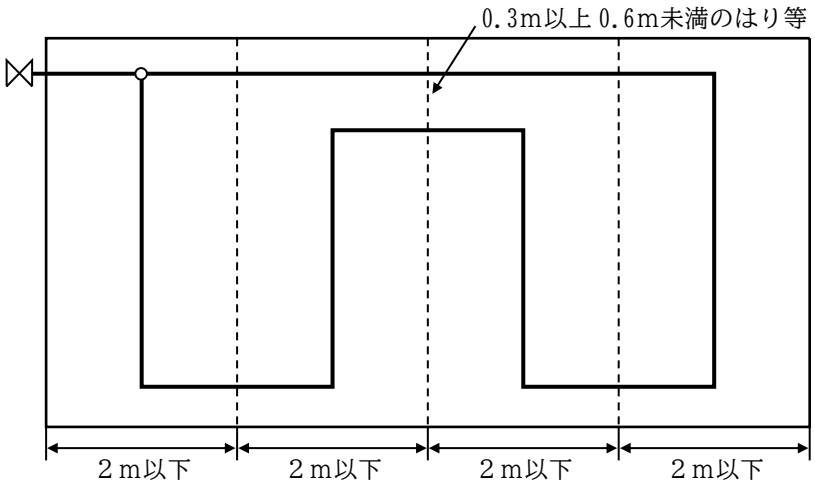

基準２７－３０図

(ｷ)　天井面が 0.6m以上段違いとなっている場合は、高い天井面に感知器を設けること。●

この場合、低い天井面の奥行が３m以上の場合は、別の感知区域とすること。（基準 27－31 図参照）

（低い天井面の奥行が３m未満の場合）

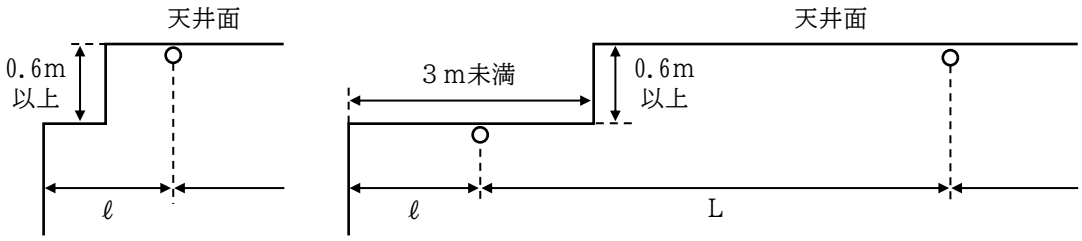

（低い天井面の奥行が３m以上の場合）

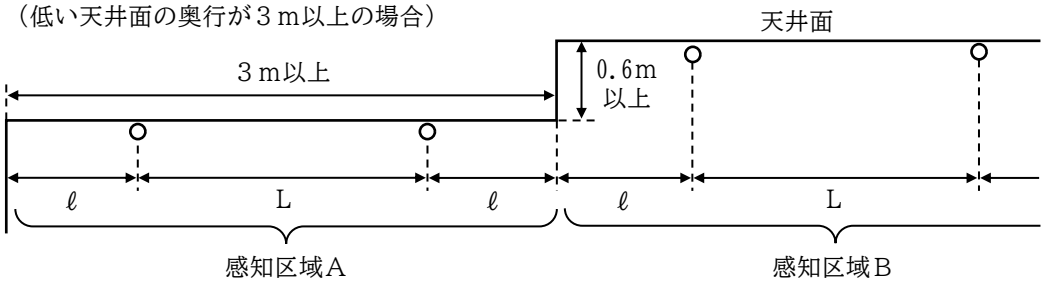

ℓ ＝1.5m以下
Ｌ＝６m以下（特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては９m以下）

基準２７－３１図

(ｸ)　検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合は、この相互間隔を 1.5m以内とすること。（基準 27－32 図参照）

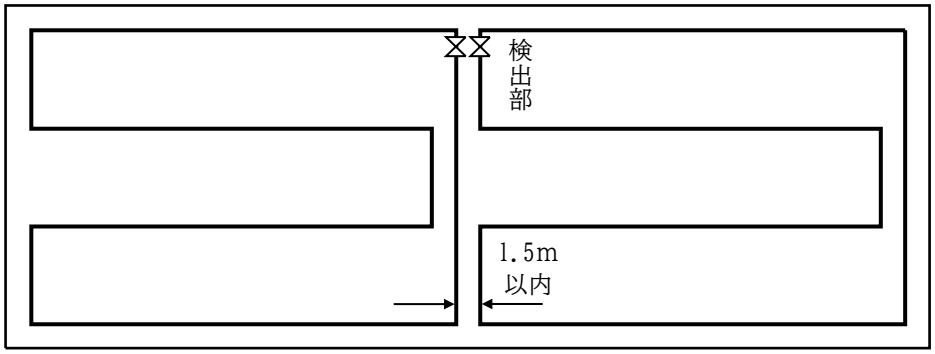

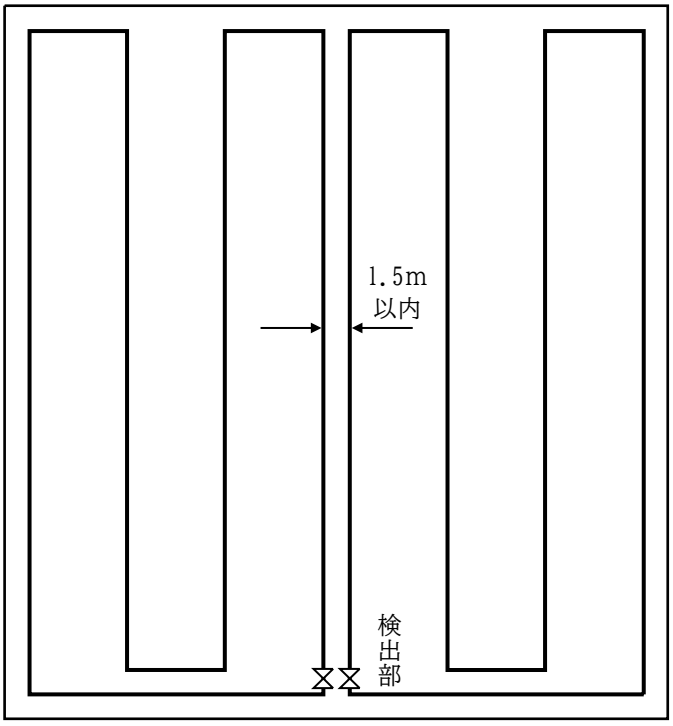

基準２７－３２図

(ｹ)　空気管は、ステップル等により確実に止められていること。また、バインド線等で固定する場合のバインド線等は、ビニル被覆がなされたものを使用すること。●

(ｺ)　壁体等の貫通部分には、保護管、ブッシング等を設けること。●

(ｻ)　空気管は、途中で分岐しないこと。●

(ｼ)　テックス又は耐火ボード等天井の目地に空気管を設ける場合は、感熱効果が十分得られるよう、天井面に露出して設けること。●

ウ　差動式分布型感知器（熱電対式のもの）の設置方法は、省令第 23 条第４項第４号の２に規定するほか、次によること。

(ｱ)　省令第 23 条第４項第４号の２ロに規定する感知区域は、基準 27－33 図の例により設けること。

（感知区域の床面積が 72 ㎡（88 ㎡）以下の場合）

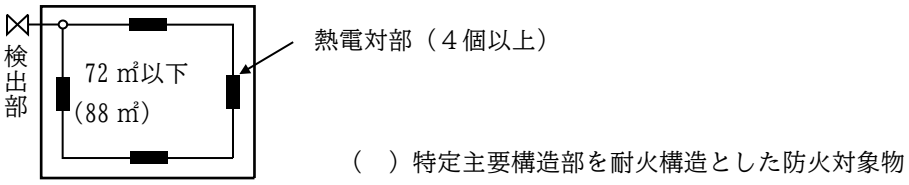

（感知区域の床面積が 72 ㎡（88 ㎡）を超える場合）

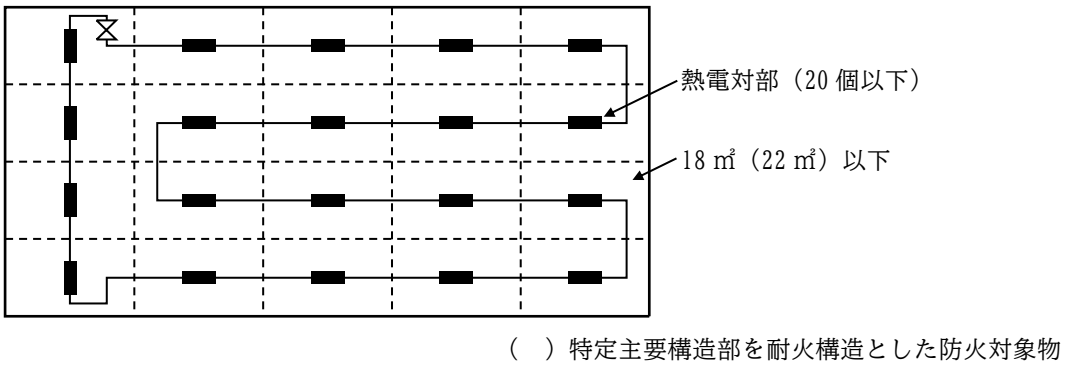

基準２７－３３図

(ｲ)　熱電対部の前後間隔と相互間隔の比率は１：4.5 以内とすること。●（基準 27－34 図参照）

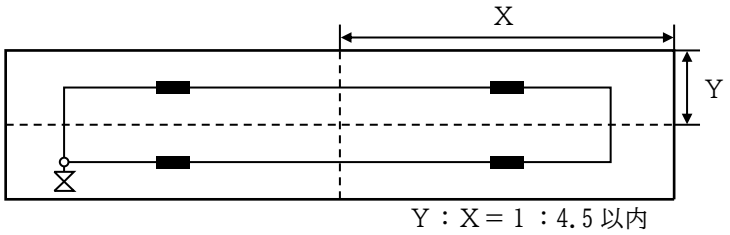

基準２７－３４図

(ｳ)　熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、一の検出部につき指定値以下とすること。

(ｴ)　接続電線は、ステップル等により、確実に止められていること。この場合熱電対部には、ステップル等がかからないようにすること。●（基準 27－35 図参照）

(ｵ)　壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等を設けること。●

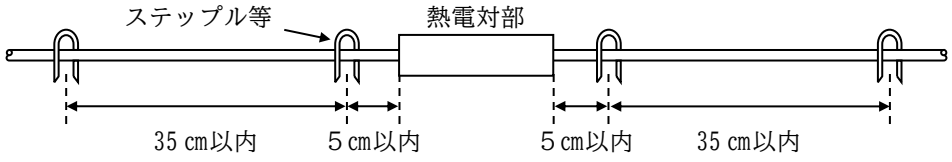

基準２７－３５図

エ　差動式分布型感知器（熱半導体式のもの）の設置方法は、省令第 23 条第４項第４号の３に規定するほか、次によること。

(ｱ)　感知区域ごとに、火災を有効に感知するよう基準 27－６表で定める基準により設けること。

基準２７－６表

感知器の種別 ＼ 取付け面の高さ		１種	２種
８m未満	耐火建築物	65 ㎡	36 ㎡
	その他の建築物	40 ㎡	23 ㎡
８m以上15m未満	耐火建築物	50 ㎡	36 ㎡
	その他の建築物	30 ㎡	23 ㎡

(ｲ)　感熱部と接続電線との最大合成抵抗は、一の検出部につき指定値以下とすること。

オ　定温式感知線型感知器の設置方法は、省令第 23 条第４項第５号に規定するほか、次によること。

(ｱ)　感知線の全長は、受信機の機能に支障ない長さ以下とすること。

(ｲ)　１室に１個以上の端子板を設けること。

(ｳ)　感知線は、ステップル等により確実に止められていること。●

カ　定温式スポット型感知器の設置方法は、省令第 24 条第４項第６号に規定するほか、防火対象物の用途、内装、収容物等の状況により定温式２種の感知器を設けることによって火災を有効に感知できると認められる場合は、定温式２種の感知器を設けることができるものであること。

キ　煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）の設置方法は、省令第 23 条第４項第７号に規定するほか、次によること。

(ｱ)　省令第 23 条第４項第７号イに規定する「天井が低い居室又は狭い居室」とは、天井高が 2.3m以下、狭い居室とは、床面積がおおむね 40 ㎡未満の居室をいうこと。（基準 27－36 図参照）

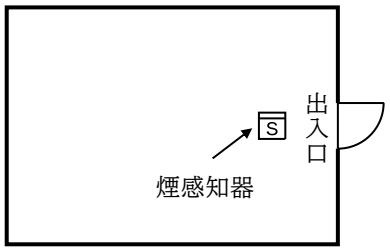

○天井が低い居室：天井高が 2.3m以下
○狭い居室：床面積がおおむね 40 ㎡未満

基準２７－３６図

（ｲ）　省令第 23 条第４項第７号ロに規定する「吸気口付近に設ける」は、基準 27－37 図の例によること。

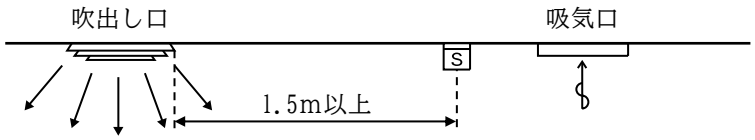

基準２７－３７図

（ｳ）　省令第 23 条第４項第７号ハに規定する「取付け面の下方 0.6m以内」は、基準 27－38 図の例によること。

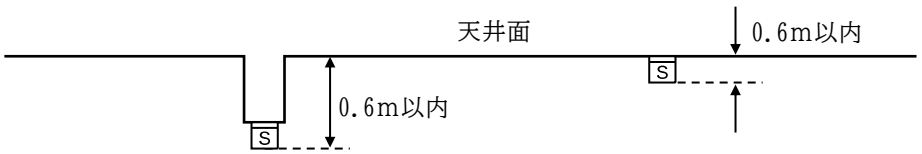

基準２７－３８図

（ｴ）　省令第 23 条第４項第７号ニに規定する「壁又ははりから 0.6m以上離れた位置」は、基準 27－39 図の例によること。

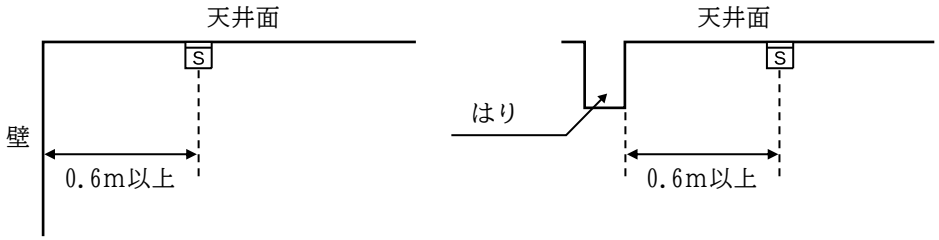

基準２７－３９図

(ｵ)　省令第 23 条第４号第７号へに規定する廊下及び通路に設ける場合は、感知器相互間の歩行距離が 30m以下（３種にあっては 20m以下）とすること。(基準 27－40 図参照)

この場合において、歩行距離が 30mにつき垂直距離がおおむね５m以下となるような勾配の傾斜路は、通路等に準じて設けること。(基準 27－41 図参照)

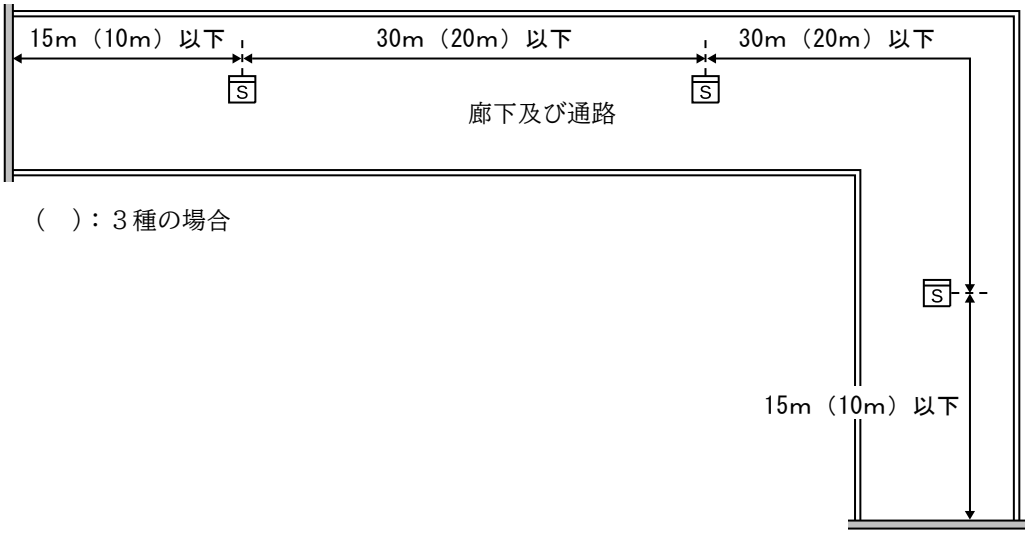

基準２７－４０図

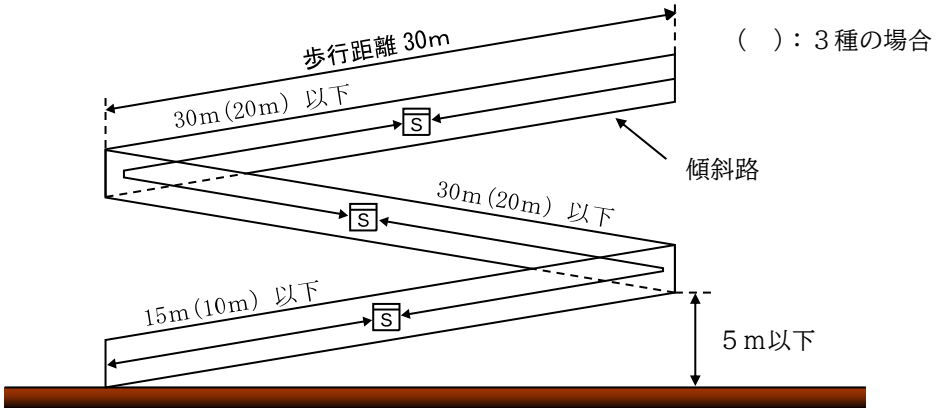

（　）：３種の場合

基準２７－４１図

(ｶ)　地階、無窓階及び 11 階以上の廊下、通路に１m以上のつき出したはり等がある場合は、基準 27－42 図の例により設けること。

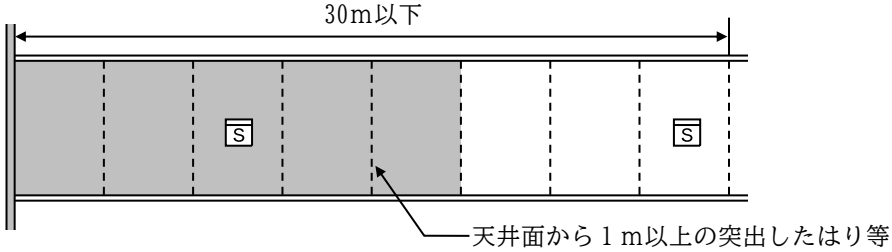

隣接する両側の２感知区域までを限度として煙感知器の有効範囲内 ▭ とする。

基準２７－４２図

（ｷ）　特定一階段等防火対象物における感知器の設置間隔

垂直距離 7.5mにつき１個以上の個数を、火災を有効に感知するように設ける必要がある防火対象物は、基準 27－43 図の例によること。

（その１）

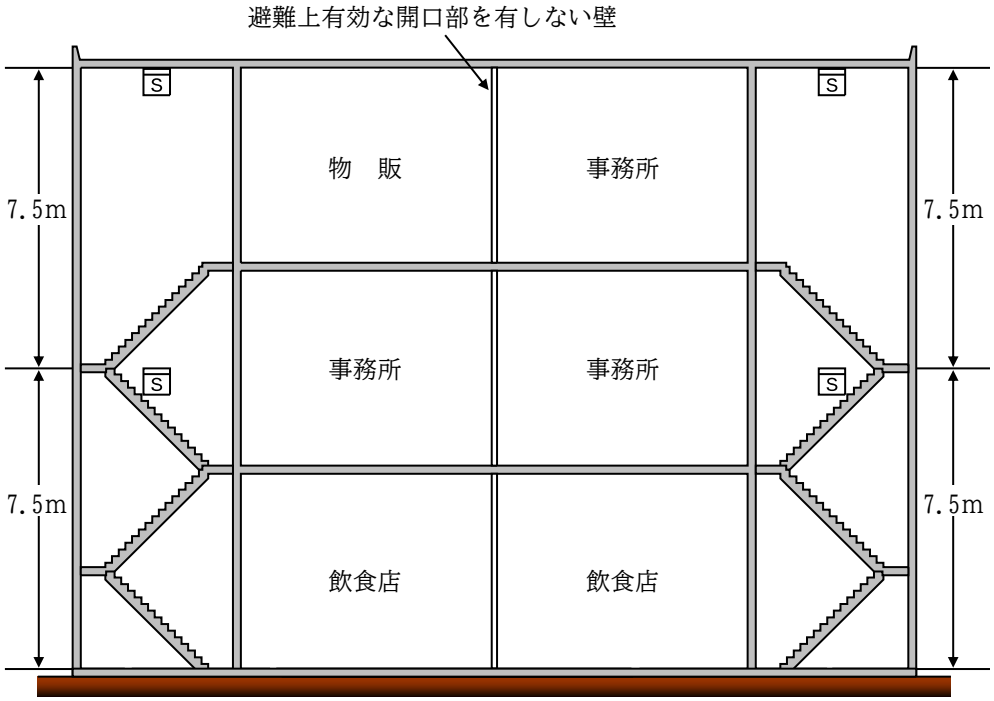

（その２）

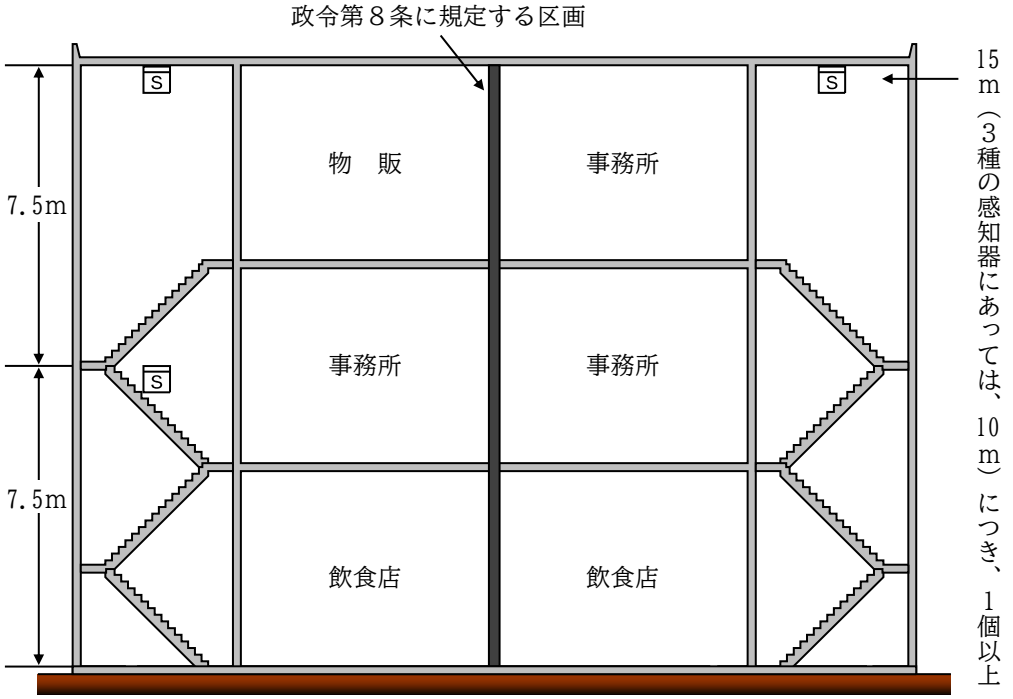

（その３）

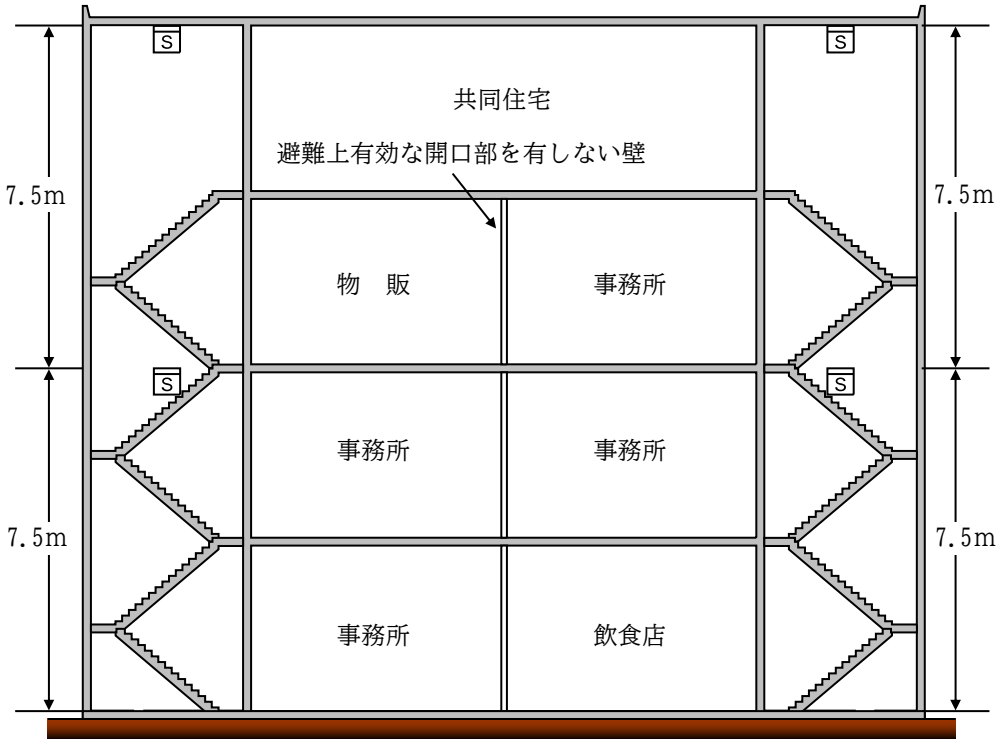

（その４）

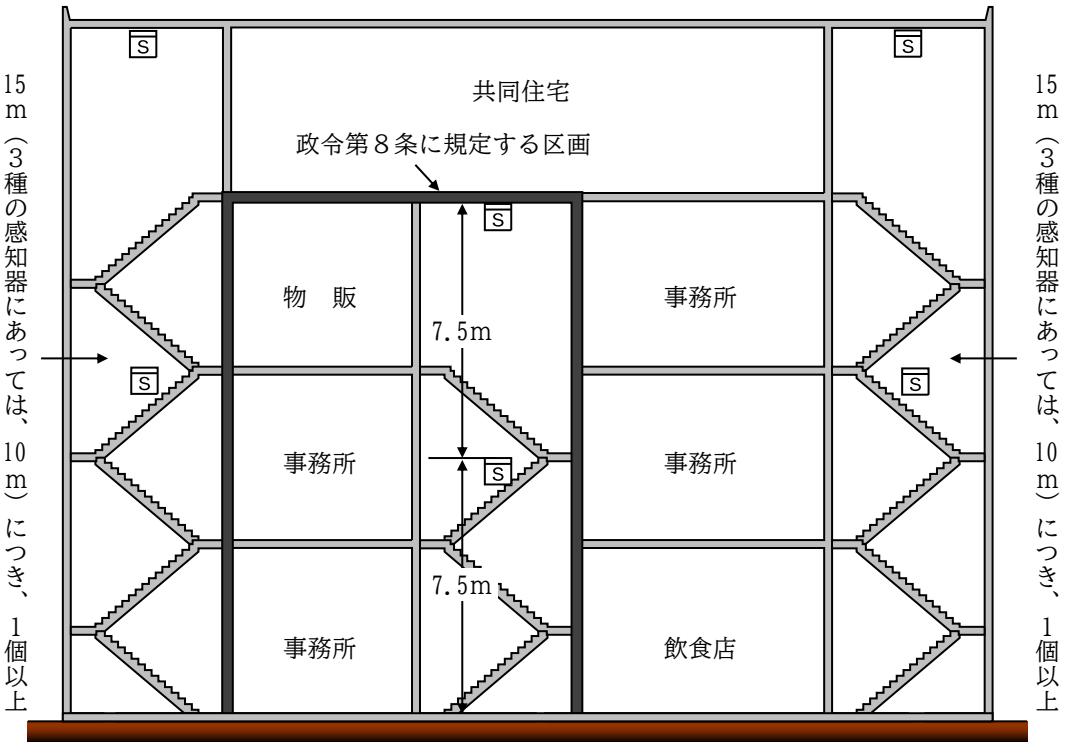

基準２７－４３図

（ｸ）　次に掲げる廊下及び通路等にあっては、煙感知器を設けないことができる。

ａ　階段に接続していない10m以下の廊下及び通路等（基準27－44図参照）

ｂ　階段に至るまでの歩行距離が10m以下の廊下及び通路等（基準27－45図参照）

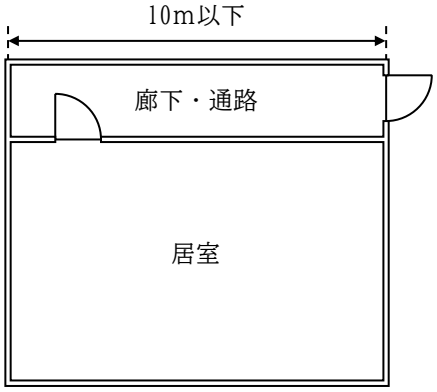

基準２７－４４図

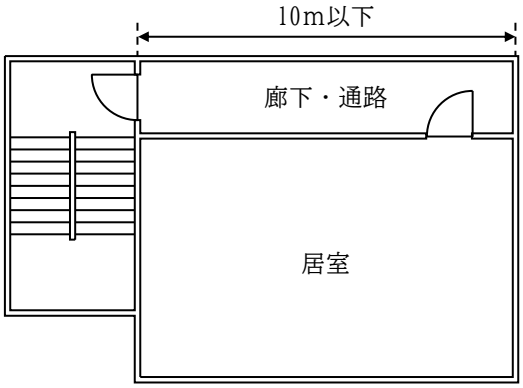

基準２７－４５図

（ｹ）　階段室のない階段、倉庫等の階段についても、階段の踊り場部分に煙感知器を設置すること。（基準27－46図参照）

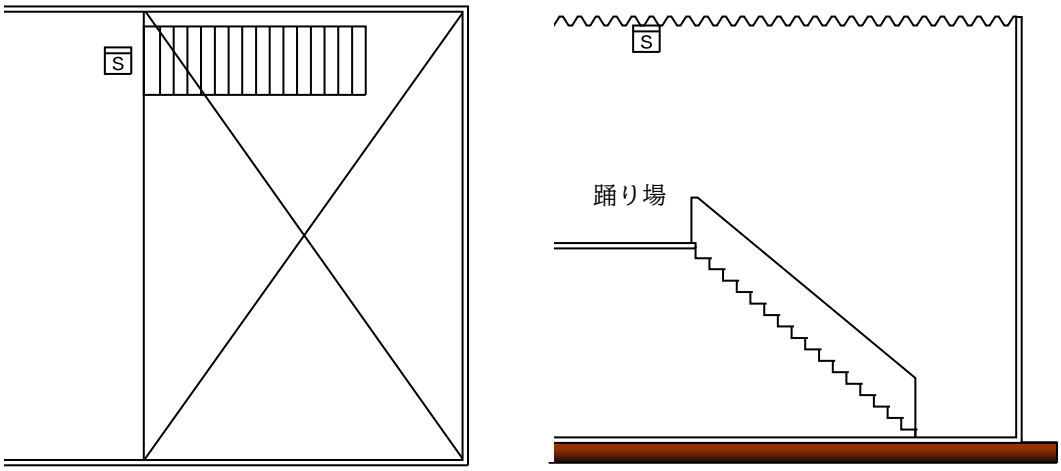

基準２７－４６図

(ｺ)　エスカレーター及びまわり階段等に感知器を設ける場合は、垂直距離 15m（３種の感知器にあっては 10m）につき１個以上設けること。

(ｻ)　エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積１㎡以上のものに限る。）は、最上部に２種以上の感度の感知器を１個以上設けること。

ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に設けることができる。（基準 27－47 図参照）

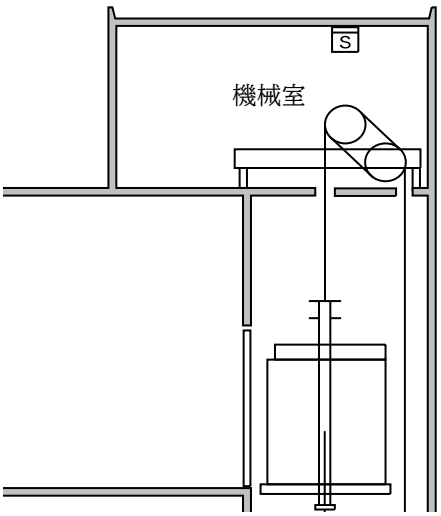

基準２７－４７図

(ｼ)　風速が５m毎秒以上となるおそれのある場所に設ける場合は、感知器に直接風圧がかからないような遮へい板を設けること。●

(ｽ)　パイプダクトその他これらに類する場所が２の階以下で完全に水平区画され、かつ、その開口部に防火設備又はこれと同等以上のものが設けられている場合は、熱感知器とすることができる。

(ｾ)　維持管理について著しく人命危険を伴う場所には、光電式分離型感知器又は試験機能を有する熱感知器を設置すること。●

ク　光電式分離型感知器の設置方法は、省令第 23 条第４項第７号の３に規定するほか、次によること。

(ｱ)　外光等の影響を受けないように設けること。

(ｲ)　光軸が外れないよう措置すること。

(ｳ)　隣接する光電式分離型感知器が相互に干渉する場合は、送光部、受光部を交互に設置する等、有効に火災を感知できるよう措置すること。●

(ｴ)　感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設定する場合にあっては、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持・管理、点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合にあっては、隣接する感知器の水平離隔距離を１m以内とすること。

(ｵ)　非火災報防止のため、設置場所の高さ、環境、感知器種別等を考慮して設置すること。●

(ｶ)　設置後の有効な維持管理のために設置場所等を考慮すること。●

ケ　炎感知器（道路の用に供される部分に設けられるものを除く。）の設置方法は、省令第 23 条第４項第７号の４に規定するほか、次によること。

(ｱ)　感知器は、室内に設けるものにあっては屋内型を、屋外に設けるものにあっては屋外型を設置すること。

ただし、軒下、上屋の下部で雨水のかかるおそれがないよう措置された場所に設ける場合は、屋内型のものを設置することができる。

(ｲ)　省令第 23 条第４項第７号の４ロに規定する「壁によって区画された区域ごとに、監視空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設ける」は、基準 27－48 図及び基準 27－49 図の例によること。

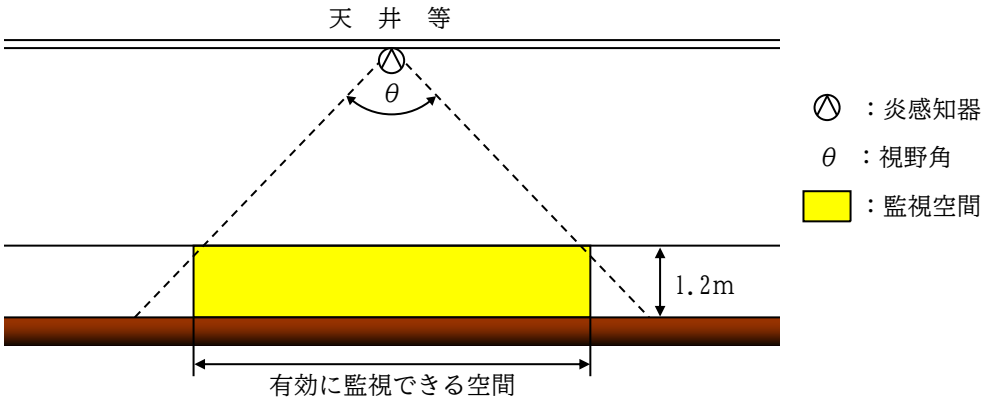

基準２７－４８図

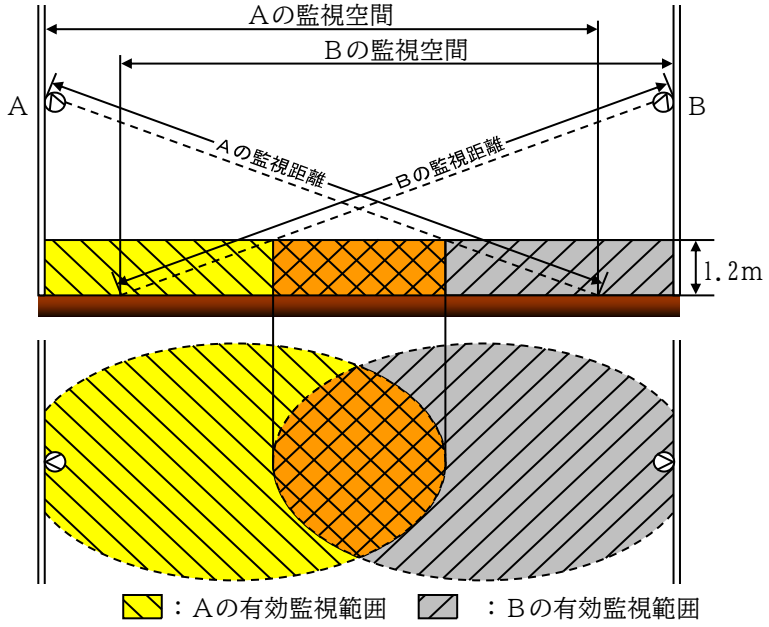

注１　監視距離とは、監視空間の各部分から感知器までの距離をいう。
注２　監視範囲とは、１の感知器が監視することができる範囲をいう。

基準２７－４９図

(ｳ) 省令第 23 条第４項第７号の４ハに規定する「障害物等により有効に火災の発生を感知できない」とは、感知障害となり、かつ、床面からの高さ 1.2mを超える障害物等が設けられていることをいう。なお、この場合の炎感知器の設置は、次の例によること。

ａ　監視空間を超える障害物等がある場合

基準 27－50 図に示すように監視空間を超える障害物等がある場合は、監視空間内に一定の幅の未警戒区域ができるため、当該未警戒区域を警戒する感知器を別に設置する必要があること。

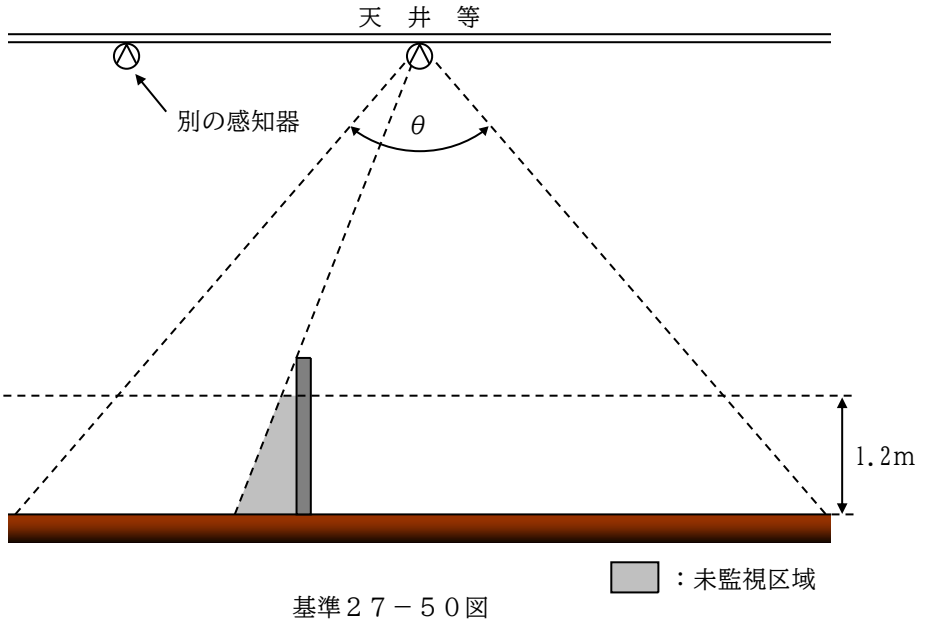

基準２７－５０図

ｂ　障害物等が監視空間内の場合

基準 27－51 図に示すように監視空間内に置かれた高さ 1.2m以下の物によって遮られる部分は、感知障害がないものとして取り扱って差し支えないこと。

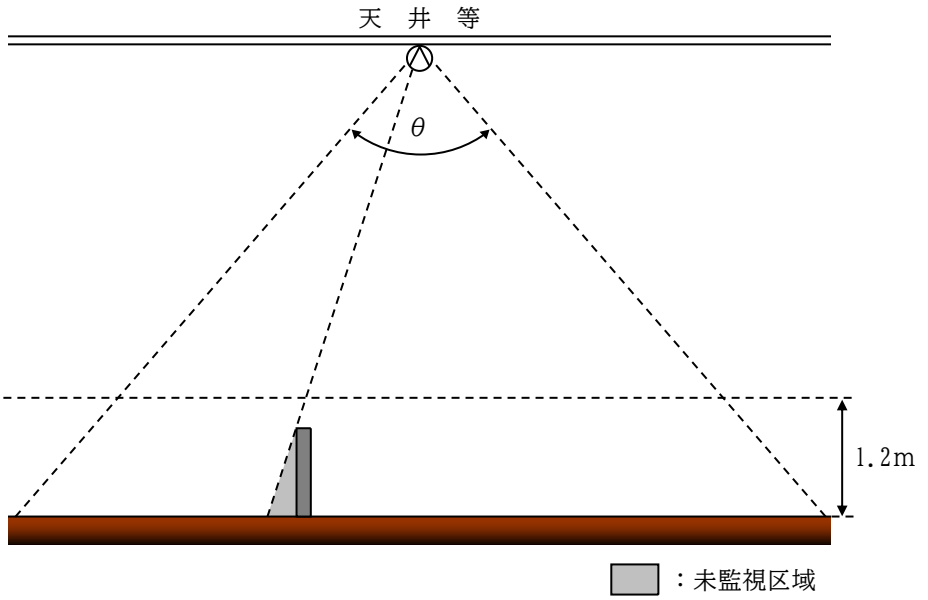

基準２７－５１図

ｃ　監視空間を超える位置に棚等がある場合

基準 27－52 図に示すように監視空間を超える位置に棚等がある場合は、監視空間内に一定の幅の未警戒区域ができるため、当該未警戒区域を警戒する感知器を別に設置する必要があること。

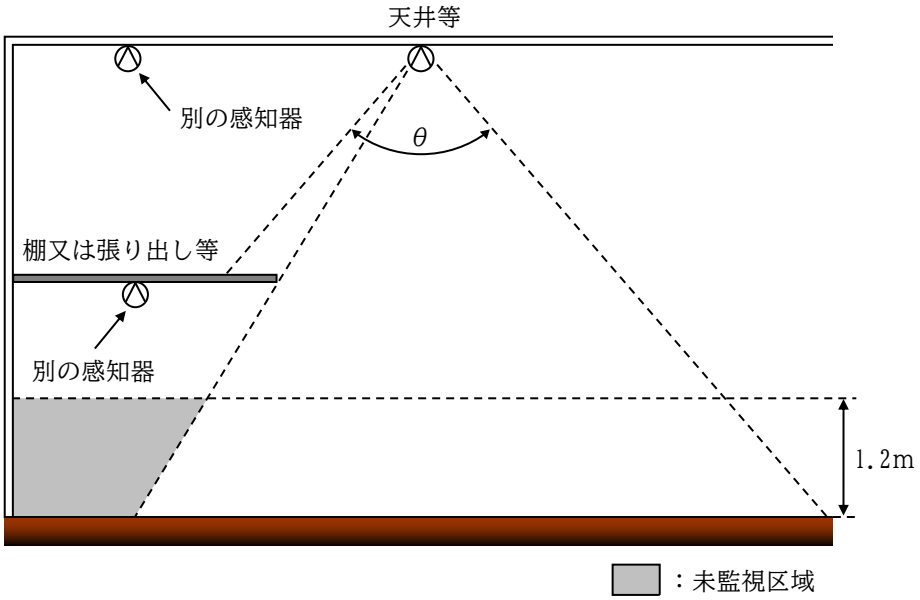

基準２７－５２図

(ｴ)　ライター等の炎による非火災報を防止するため、炎感知器から直近の監視空間までの距離が、当該感知器の監視することができる距離のおおむね２分の１以上となるように設置すること。●

(ｵ)　省令第 23 条第４項第１号ホに掲げる場所のほか、次の場所は、感知器の種類により非火災報を発するおそれがあることから、感知器の種類を考慮し設置すること。●

ａ　紫外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

(a)　ハロゲン灯、殺菌灯及び電撃殺虫灯等が設置されている場所

(b)　屋外等で溶接の火花等の影響を受ける場所

(c)　火花を発生する機器等が設置されている場所

ｂ　赤外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器赤外線を発する機器が設けられ、当該機器により非火災報を発生させるおそれがある場所

(ｶ)　省令第 23 条第５項第５号に定める場所で、炎感知器が障害物等により火災を有効に感知できない場合は、政令第 32 条の規定を適用して、光電式分離型感知器又は煙感知器を設けることができる。

(ｷ)　障害物等により炎感知器で火災を有効に感知できない場合は、当該場所に適応する熱感知器又は煙感知器を設置すること。

ただし、当該場所が、省令第 23 条第４項第１号ロに掲げる部分の場合、感知器の設置を省略することができる。

コ　道路の用に供される部分に設けられる炎感知器の設置方法は、省令第 24 条第４項第７号の５に規定するほか、次によること。

(ｱ)　感知器は、道路、トンネルに設ける場合にあっては、道路型のものを設置すること。

(ｲ)　省令第 23 条第４項第７号の５ロに規定する「道路面（監視員通路が設けられている場合に

あっては、当該通路面）から高さが1.0m以上1.5m以下の部分に設ける」は、基準27－53図の例によること。

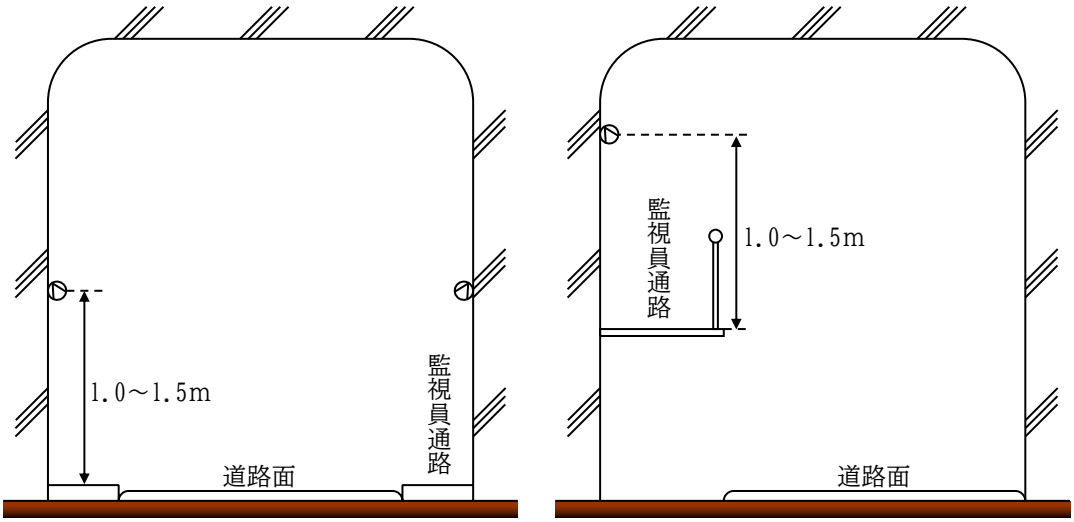

基準２７－５３図

サ　アナログ式感知器は、省令第23条第７項に規定によるほか、次によること。

（ｱ）　前キ及びクを準用すること。

（ｲ）　熱アナログ式スポット型感知器は、定温式特種として取り扱うものであること。

（ｳ）　イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器及び光電アナログ式分離型感知器は、注意表示に係る設定表示濃度及び火災表示に係る設定表示濃度を変更することにより、感知器の種別が異なることから、設置場所の天井高さ、床面積を確認し、適合する種別の感知器を設置させること。

(7)　省令第23条第４項第８号に規定する「換気口等の空気吹出し口から1.5m以上離れた位置」は、次により設けること。（基準27－54図参照）

ただし、吹き出し方向が固定されている場合で、感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。

ア　換気口等の空気吹出し口が、天井面に設けられている場合は、吹出し口から1.5m以上離して感知器を取付けること。

イ　換気口等の空気吹出し口が、天井面から１ｍ以内の壁体に設けられている場合は、当該吹出し口から1.5m以上離れて感知器を取付けること。

ただし、吹出し口が天井面から１ｍ以上離れた壁体に設けられる場合は1.5m以内とすることができる。

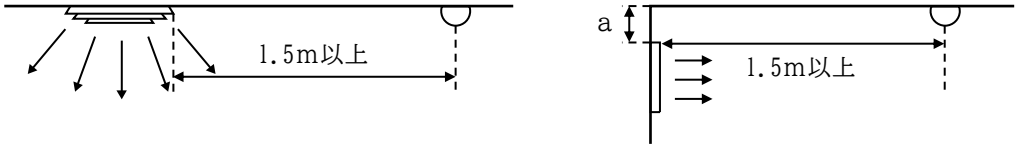

ａの距離が１ｍ以上の場合は状況により1.5m以内とすることができる。

基準２７－５４図

４　中継器

省令第23条第９項の規定によるほか、次によること。

(1)　常用電源

ア　交流電源

(ｱ)　受信機から電源の供給を受ける中継器

前３(1)ア(ｱ)から(ｳ)を準用するほか、次によること。

(ｲ)　受信機から電源の供給を受けない中継器前３(1)アを準用するほか、次によること。

ａ　中継器の電源が停止した場合、ただちに受信機にその旨の信号を送る機能を有すること。

ｂ　予備電源の良否を試験する機能を有すること。

(ｳ)　「中継器に係る技術上の規格を定める省令」（昭和56年６月自治省令第18号。以下「中継器規格省令」という。）第３条第３項第３号に規定する予備電源は、受託評価品とすること。

イ　蓄電池設備

蓄電池設備は、前２(1)ウを準用すること。

(2)　非常電源

非常電源は、前２(2)を準用すること。

(3)　設置場所

ア　省令第23条第９項第２号に規定する「防火上有効な措置を講じた箇所」とは、アドレスを付加するために、感知器上部に取付けられるものを除き、準不燃材料で造った天井、壁及び床で区画されており、かつ、開口部を防火設備とした場所に設けられていること。

ただし、不燃性又は難燃性の外箱で覆う等防火上有効な措置を講じた場合はこの限りでない。

イ　裸火等を用いる火気使用設備から５ｍ以内の位置に設けないこと。●

ただし、熱による影響がなく維持管理ができる場合は、これによらないことができる。

ウ　振動が激しい場所、腐食性ガスの発生する場所又は機能障害の生ずるおそれのある場所に設けないこと。

(4)　機　器

検定品であること。

(5)　蓄積機能

５蓄積機能によること。

５　蓄積機能

(1)　蓄積式受信機、蓄積式中継器、蓄積型感知器

ア　蓄積時間

蓄積式受信機及び蓄積式中継器に感知器を接続する場合にあっては、一の警戒区域ごとに次によること。

(ｱ)　蓄積型感知器を接続する場合にあっては、感知器の公称蓄積時間と中継器及び受信機に設定された蓄積時間の最大時間（接続される感知器の種類によって中継器等の蓄積時間が異なるものにあっては、その合計の最大時間をいう。以下同じ。）が60秒を超えないこと。

(ｲ)　煙感知器以外の感知器を接続する場合にあっては、中継器及び受信機に設定された蓄積時間の最大時間の合計時間が20秒を超えないこと。

イ　適応性

感知器、中継器及び受信機の接続は、指定された適正なものであること。

ウ　蓄積機能の解除

蓄積式中継器及び蓄積式受信機は、発信機を操作した場合、蓄積機能を自動的に解除できるものであること。

エ　蓄積式中継器の設置場所

蓄積式中継器は、受信機内部又は受信機直近の外部に設けることとし、外部に設ける場合は、不燃性又は難燃性の外箱で覆う等の措置を講じること。

(2)　蓄積付加装置●

ア　感知器との接続

前(1)アに準じたものであること。

イ　適応性

蓄積付加装置を接続することのできる受信機は、当該蓄積付加装置に表示されている適応受信機であること。

ウ　蓄積機能の解除

前(1)ウに準じたものであること。

エ　設置場所

前(1)エに準じたものであること。

オ　蓄積中の表示

蓄積中である旨の表示は、受信機又は蓄積付加装置の外箱の見やすい位置に設置した灯火又は警報音により行うこと。

６　発信機

発信機は、省令第 24 条第８号の２の規定によるほか、次によること。

(1)　設置位置●

廊下、階段、出入口付近等多数の者に目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。

(2)　設置方法

ア　次に掲げる場所に発信機を設ける場合は、防食型、防水型とするか又は適当な防護措置を施すこと。

(ｱ)　腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

(ｲ)　可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

(ｳ)　開放廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所（屋外型発信機を設ける場所を除く。）

イ　屋内消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は、可とう性のあるより線等を使用すること。

(3)　機器

ア　検定品であること。

イ　消火設備、その他の警報設備等と共用させる場合にあっては共用させることにより自動火災報知設備の機能障害を与えないこと。

ウ　受信機に適応するものを設けること。

(4)　表示灯

表示灯は、常時点灯とし、赤色であること。この場合、その取付面と 15 度以上の角度となる方向にそって 10m離れた位置から点灯していることが明確に判別できるものであること。

７　地区音響装置

地区音響装置は、省令第 24 条第５号及び第５号の２に規定によるほか、次によること。

(1)　設置場所等

ア　音響効果を妨げる障害物がある場所には設けないこと。

イ　外傷を受けるおそれのある場所には設けないこと。

ウ　音色が他の機器の騒音等と明らかに区分できるものであること。

エ　じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものにあっては、防爆等適当な防護措置を施したものを設けること。

オ　雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあっては、適当な防護措置を講じること。

カ　地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で 65dB（居室にあっては 60dB）以上の音圧が確保できるよう配意すること。●

なお、事前に関係者の資料等により騒音が把握できる場所にあっては、その騒音より概ね６dB 以上の音圧を確保するよう配意すること。

キ　省令第 24 条第５号イ(ﾛ)及び第５号の２イ(ﾛ)に規定する室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける音響装置は、次によること。

(ｱ)　「ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」とは、具体的には次に掲げる場所を含む防火対象物をいうものであること。

ただし、ダンスホール、カラオケボックス等であっても、室内で音響装置の音を容易に聞き取ることができる場合は対象とはならないこと。

ａ　ダンスホール、ディスコ、ライブハウス（コンサートホールも含む。）等で室内の音響が大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所

ｂ　カラオケボックス、カラオケルーム等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所

(ｲ)　「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、任意の場所で 65dB 以上の音圧があることをいうものであること。●

ただし、暗騒音が 65dB 以上ある場合は、次に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。

ａ　音響装置の音圧が、暗騒音よりも６dB 以上強くなるよう確保されていること。（基準 27－55 図参照）

ｂ　音響装置の作動と連動して、音響装置の音以外の音が自動的に停止するものであること。

（カラオケボックスの例）

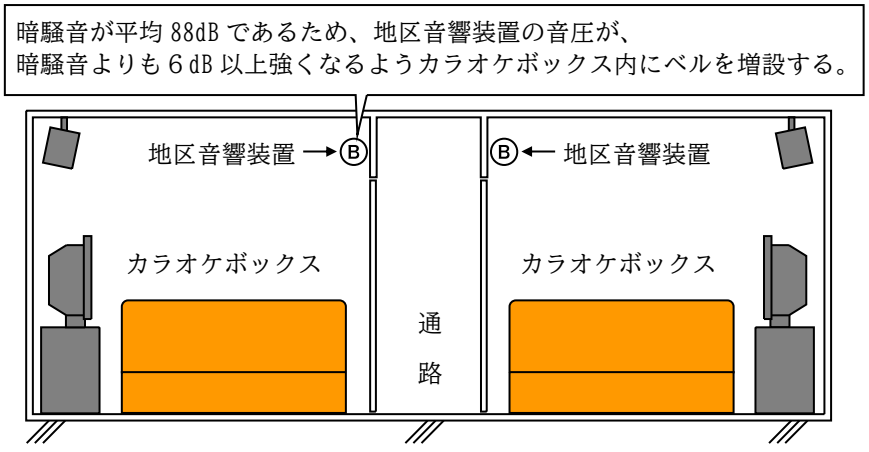

基準２７－５５図

ク　省令第 24 条第５号イ(ハ)及び第５号の２イ(ハ)に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること」とは、次のいずれかによること。

なお、個室（これに類する施設を含む。）の密閉性が高い場合、挿入型のもの等で遮音性能の高いヘッドホン等が用いられている場合等にあっては、必要に応じ警報音の音圧測定、ヘッドホンを着用した状態での聞取りを行う等して、火災の報知に支障ないことを確認すること。

(ｱ)　任意の場所で 65dB 以上の音圧が確保されていること。

(ｲ)　暗騒音（ヘッドホン等から流れる音を含む。）が 65dB 以上ある場合は、次のいずれかの措置を講ずる必要があること。

ａ　個室における警報装置の音圧が、通常の使用状態においてヘッドホン等から流れる最大音圧よりも６dB 以上強くなるよう確保されていること。

ｂ　自動火災報知設備、非常警報設備の警報装置の作動と連動して、警報装置の音以外の音が自動的に停止又は低減できるものであること。（注）最大音圧のうち、音響機器自体において一定以上音圧が上がらないよう制限されている場合や、利用者に音圧を一定以上に上げないよう周知徹底がなされている場合等においては、当該音圧をいう。

なお、「自動火災報知設備、非常警報設備の警報装置の作動と連動して、警報装置の音以外の音が自動的に停止」する措置として、次のようなものがある。

○分電盤の分岐回路で音響装置を遮断する方法

※使用するパソコン等にはバッテリーが使用されていないこと。

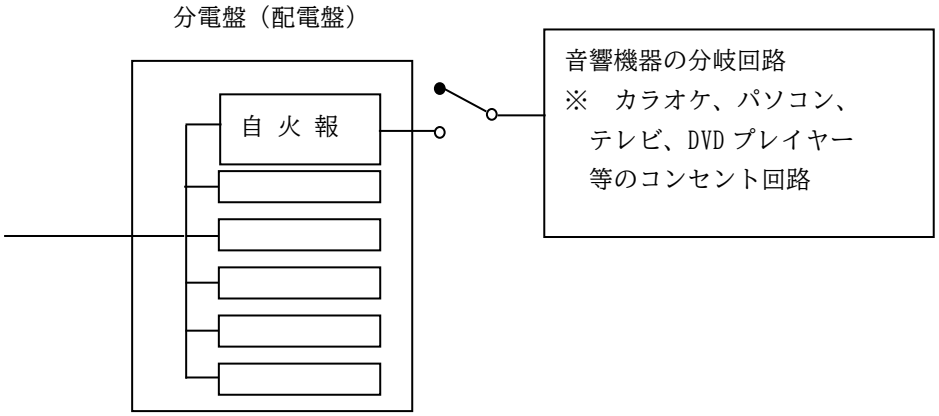

○専用コンセントから音響装置の電源を遮断する方法

※使用するパソコン等にはバッテリーが使用されていないこと。

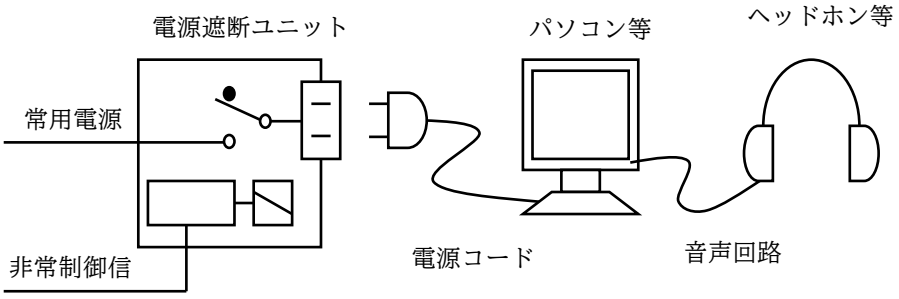

○パソコン等とヘッドホン等の間の音声回線を遮断し、ヘッドホン等の音を停止させる方法

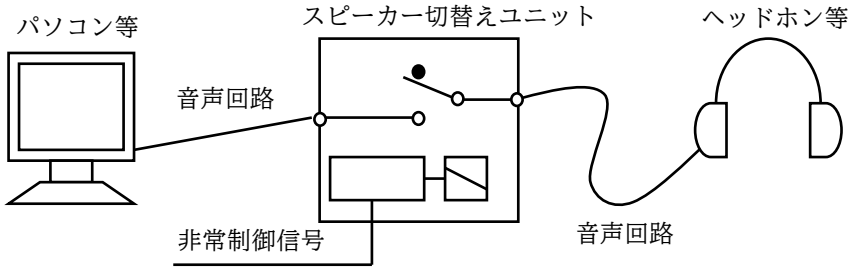

(2)　機器

地区音響装置は、認定品とすること。●

(3)　鳴動方式

ア　一斉鳴動方式

原則として、全館一斉鳴動とすること。

イ　区分鳴動方式

省令第 24 条第５号ハ及び第５号の２ロに規定する区分鳴動方式は、次によること。

(ｱ)　第１報の感知器が鳴動した場合は、次に示す鳴動方式とすること。(基準 27－56 図参照)

ａ　出火階が、２階以上の階の場合にあっては出火階及びその直上階

ｂ　出火階が、１階の場合にあっては出火階、その直上階及び地階

ｃ　地階の場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階並びに１階●

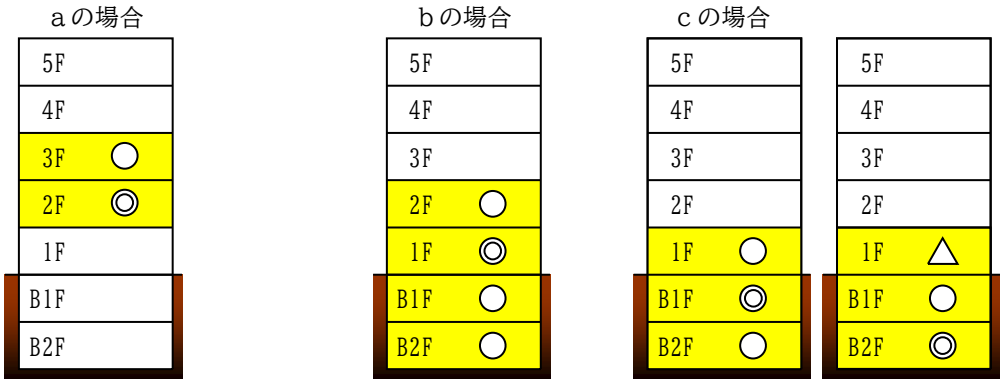

(注)　◎印は出火階を示す。

○印は同時鳴動階を示す。

△印は地階部分の鳴動と同時に鳴動させることができるよう指導すること。

基準２７－５６図

(ｲ)　省令第 24 条第５号ハ及び第５号の２ロに規定する「一定の時間」については、防火対象物の用途、規模等並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、おおむね４分とし、最大でも 10 分以内とすること。

(ｳ)　省令第 24 条第５号ハ及び第５号の２ロに規定する「新たな火災信号」については、感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、他の感知器からの火災信号（火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。）、発信機からの信号及び火災の発生を確認した旨の信号が該当すること。（基準 27－57 図参照）

（その１）音響により警報を発するものに係る鳴動切換方式の例

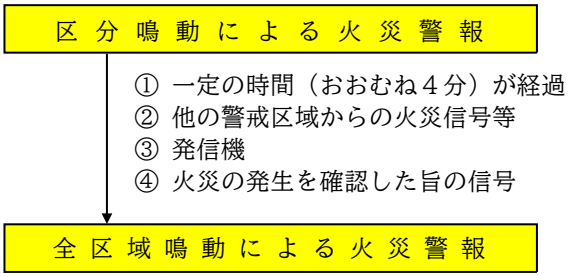

（その２）音声により警報を発するものに係る鳴動切換方式の例

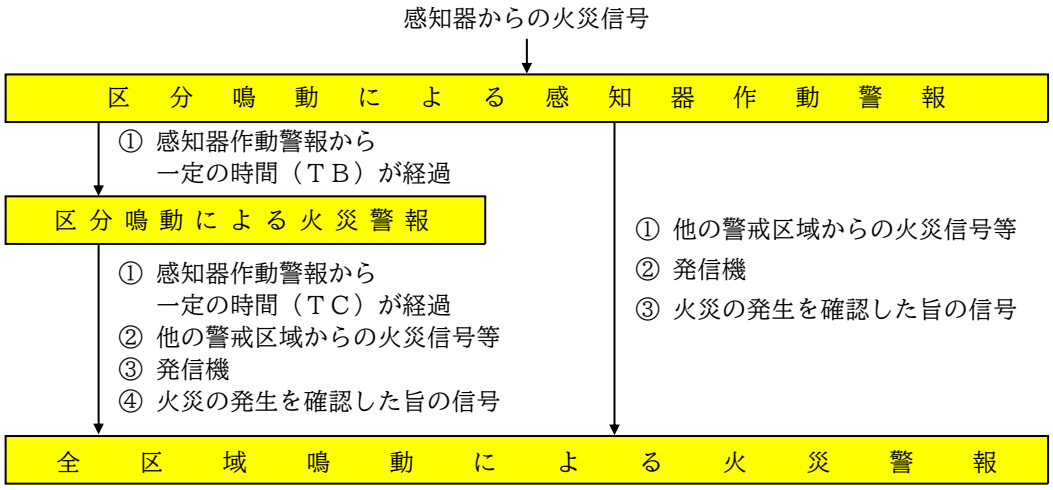

（注）　一定の時間（ＴＢ）が経過：感知器作動警報から火災警報までの時間
一定の時間（ＴＣ）が経過：区分鳴動から全区域鳴動までの時間

基準２７－５７図

ウ　省令第 24 条第５号に規定により、放送設備を省令第 25 条の２に定めるところにより設置した場合、地区音響装置を設けないことができることとされているが、この場合であっても地区音響装置を設けるときは、地区ベルが鳴動中に非常放送する場合、放送設備のマイクスイッチを入れると受信機の地区ベル停止用リレーの作動により地区ベルの鳴動が停止し、また、マイクスイッチを切ると再び地区ベルが鳴動するものであること。●

８　副受信機（表示装置）

次に掲げる防火対象物のうち、受信機の設置場所以外の階に、ナースステーション、宿直室、介護職員室その他夜間に職員が存する室がある場合又は一の受信機で管理区分が異なる部分を警戒する場合（例　複数の障害者グループホーム）には、副受信機（表示装置）を設けること。●

(1)　政令別表第１(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物
(2)　政令別表第１(6)項ロに掲げる防火対象物
(3)　政令別表第１(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
(4)　政令別表第１(16)項イ（前アからウまでに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。）に掲げる防火対象物

９　配線

配線は、省令第24条第１号の規定によるほか、次によること。●

(1)　電線の種類

電線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）の種類及び太さは、基準 27－７表によること。

ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引っ張り強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。

基準２７－７表

工事の種類	電線の種類			電線の太さ
	規格番号	名　　称	記号	
屋内配線に使用する電線	JIS C 3306	ビニルコード		断面積0.75㎟以上
	JIS C 3307	600Ｖビニル絶縁電線	ＩＶ	導体直径1.0㎜以上
	JIS C 3342	600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル	ＶＶ	導体直径1.0㎜以上
	JCS 3416	600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線	EM-IE	導体直径1.0㎜以上
	JCS 3417	600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線	EM-IC	導体直径1.0㎜以上
	JCS 4418	600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル	EM-EE EM-CE	導体直径1.0㎜以上
屋側又は屋外配線に使用する電線	JIS C 3307	600Ｖビニル絶縁電線	ＩＶ	導体直径1.0㎜以上
	JIS C 3342	600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル	ＶＶ	導体直径1.0㎜以上
	JCS 3416	600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線	EM-IE	導体直径1.0㎜以上
	JCS 3417	600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線	EM-IC	導体直径1.0㎜以上
	JCS 4418	600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル	EM-EE EM-CE	導体直径1.0㎜以上
架空配線に使用する電線	JIS C 3307	600Ｖビニル絶縁電線	ＩＶ	導体直径 2.0 ㎜以上の硬銅線　(注)1
	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線	ＯＷ	導体直径2.0㎜以上
	JIS C 3342	600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル	ＶＶ	導体直径1.0㎜以上
	JCS 4418	600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル	EM-EE EM-CE	導体直径1.0㎜以上
地中配線に使用する電線	JIS C 3342	600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル	ＶＶ	導体直径1.0㎜以上
	JCS 4418	600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル	EM-EE EM-CE	導体直径1.0㎜以上

工事の種類	電線の種類			電線の太さ
	規格番号	名　　称	記号	
使用電圧60Ｖ以下の配線に使用する電線(注)２	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル	ＡＥ EM-AE	導体直径 0.5 mm以上
	JCS 4504	警報用フラットケーブル	AFC	導体直径 0.5 mm以上

JIS：日本産業規格 JCS：日本電線工業会規格

(注)１　径間が10m以下の場合は、導体直径 2.0 mm以上の軟銅線とすることができる。
２　使用電圧 60Ｖ以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げる JCS 4396 以外の規格に適合する電線で、それぞれ電線の太さの欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。

(2)　信号回路及び感知器回路の配線は、基準 27－58 図の例によること。

（Ｐ型受信機）

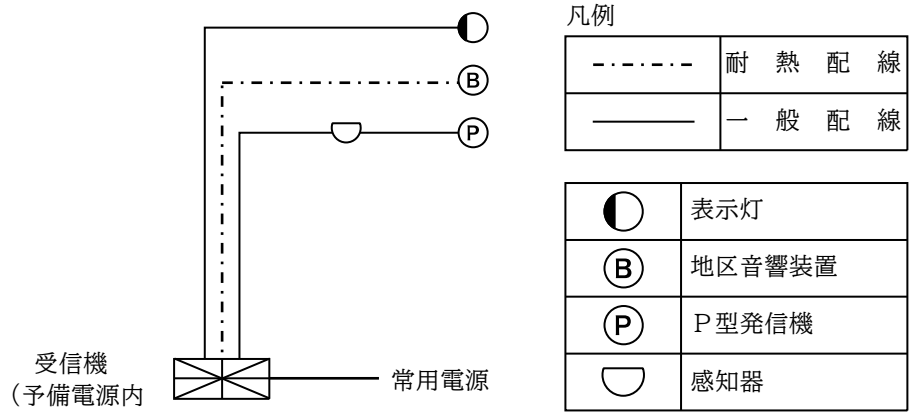

（Ｒ型受信機）

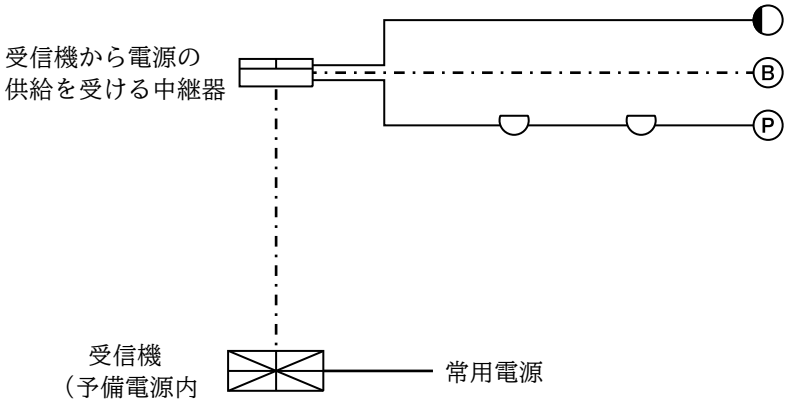

（アナログ式受信機）

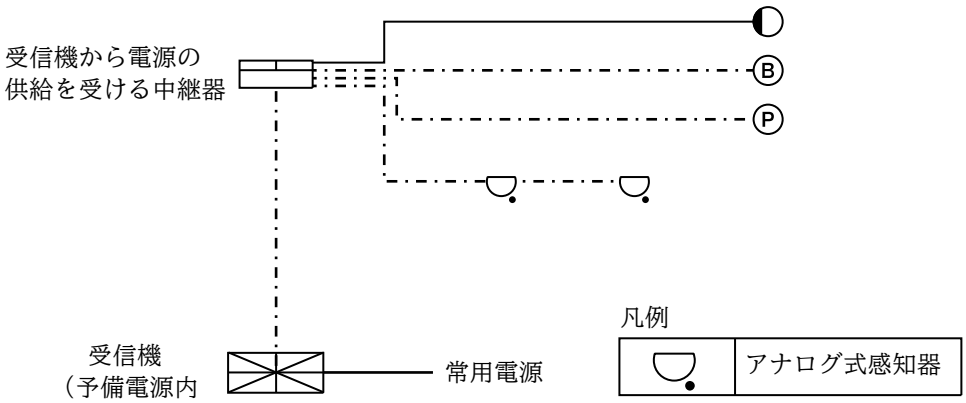

基準２７－５８図

(3)　配線及び工事方法

配線及び工事方法は、次に適合すること。

ア　防護措置●

落雷等による過電流、短絡又は断線及びその他の事故に対する措置として、配線に次の防護措置を施すこと。

(ｱ)　Ｒ型自動火災報知設備の配線は、階ごと、かつ 3,000 ㎡以下ごとに断路器を設け、短絡や断線が発生した場合でも設備全体に波及しないようにすること。

(ｲ)　感知器配線は、努めて次のイの屋内配線の例により設けること。

イ　屋内配線

屋内配線の工事は、次による金属管工事、合成樹脂管工事、ケーブル工事、金属ダクト工事、可とう電線管工事又はこれと同等以上の工事方法によること。

(ｱ)　金属管工事

ａ　金属管内には、電線の接続点を設けないこと。

ｂ　金属管は、JIS C8305（電線管「鋼製」）に適合するもの又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものとし、コンクリートに埋め込むものにあっては、1.2mm 以上その他にあっては、１㎜以上であること。ただし、継手のない長さ４ｍ以下の電線管を乾燥した露出場所に施設する場合は、0.5 ㎜以上とすることができる。

ｃ　金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。

ｄ　金属管の屈曲部の曲率半径は、管内径の６倍以上とすること。

ｅ　管路は、できる限り屈曲を少なくし、１か所のたわみ角度は 90 度以下とすること。

ｆ　屈曲部（直角又はこれに近い屈曲箇所をいう。）が３箇所を超える場合又は金属管のわたり長さが 30m以上の場合は、電線の接続が容易に行えるような場所に、プルボックス又はジョイントボックスを設けること。なお、ボックス内には、水が浸入しないように措置を講じること。

ｇ　金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合せ及び締付けを十分に行うこと。

ｈ　メタルラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通させる場合は、十分に絶縁させること。

(ｲ)　合成樹脂管工事

ａ　合成樹脂管内には、電線の接続点を設けないこと。

ｂ　合成樹脂管は、JIS C8430（硬質ビニル管）に適合するもの、又はこれと同等以上の電圧性、引張り強さ及び耐熱性を有すること。

c　合成樹脂相互及びボックスの接続は、管のさし込み深さを管の外径の 1.2 倍（接着剤を使用する場合は 0.8 倍）以上とし、堅ろうに行うこと。

d　管の支持点間は、1.5m以下とし、管端、管のボックスの接続点又は管相互の接続点の支持管の距離は、0.3m以下とすること。

e　温度又は湿度の高い場所に設ける場合は、適当な防護措置を講じること。

f　重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所等にあっては、適当な防護措置を講じること。

g　壁体等を貫通させる場合は、適当な防護措置を講じること。

h　その他、(ｱ)の金属管工事に準じて行うこと。

(ｳ)　ケーブル工事

a　ケーブルを造営材の面に沿って取付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を２m以下とし、かつ、ケーブルの被覆を損傷しないよう取付けること。

b　ケーブルは、水道管、ガス管、他の配線等と接触しないように設けること。

c　重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所等には、適当な防護措置を講じること。

d　壁体等を貫通させる場合は、適当な防護措置を講じること。

(ｴ)　金属ダクト工事

a　金属ダクト内には電線の接続点を設けないこと。ただし、電線の接続点が容易に点検できる場合は、この限りでない。

b　金属ダクトに収める電線の断面積（絶縁被覆を含む。）の総和は、ダクトの内断面積の 50%以下とすること。

c　金属ダクトの内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。

d　金属ダクト内の電線を外部に引出す部分に係る工事は、金属管工事、可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事とすること。

e　金属ダクトは、幅が５㎝超え、かつ、厚さ 1.2 ㎜以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有すること。

f　金属ダクトの支持点間距離は、３m以下とすること。

g　金属ダクトには、さび止等の防食措置を講じること。

(ｵ)　可とう電線管工事

a　可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。

b　可とう電線管の内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。

c　重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所は、適当な防護措置を講じること。

d　可とう電線管相互接続は、カップリングで行い可とう電線管とボックス又はキャビネットとの接続はコネクタで行うこと。

e　可とう電線管の支持点間の距離は、1m以下とし、サドルなどで支持すること。

ウ　地中配線

(ｱ)　地中配線の工事は、次により管路引入れ式、暗きょ式、又は直接埋設式によること。

(ｲ)　管路引入れ式、暗きょ式及び直接埋設式共通事項

a　地中箱及び地中電線を収める管は、堅ろうで車両等の重圧に耐え、かつ、水が浸入しにくい構造とすること。

b　地中箱の底部には水抜きを設けること。

c　火災報知設備用ケーブルと電力ケーブルは、0.3m以上（特別高圧の電力ケーブルの場合は、0.6m以上）離すこと。ただし、電磁的にしゃへいを行わない、かつ、耐火性能を有する耐壁を設けた場合はこの限りでない。

(ｳ)　直接式による場合の埋設深さは、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場所にあっては、1.2m以上、その他の場所にあっては、0.6m以上とすること。

エ　架空配線

(ｱ)　支持物は、木柱、コンクリート柱、鋼管柱、又は鉄塔のいずれかによること。

(ｲ)　木柱、コンクリート柱等の支持等は、根入れを支持物の全長の６分の１とし、かつ、埋設深さは、0.3m以上とすること。

(ｳ)　支線及び支柱

ａ　支線は、その素線の直径が3.2㎜以上の亜鉛メッキ鉄線又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものを用い、素線は３条以上のより合せしたものを使用すること。

ｂ　支線と支持物は、堅固に取付けること。

(ｴ)　火災報知設備架空電線（以下「架空電線」という。）と他の架空電力線等が接近又は交さする場合は、次によること。（基準27－８表参照）

基準２７－８表

他の架空電線 ＼ 架空電線別		電線別	離隔距離
低圧架空電線	低圧絶縁電線又はケーブル	裸線	0.6m以　上
		600V 絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	※0.3　〃
	高圧絶縁電線又はケーブル	裸線	※0.3　〃
		600V 絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	※0.15　〃
低圧架空電線	裸線	裸線	（垂直距離） 6　〃
		裸線	※1　〃
高圧架空電線	高圧絶縁電線	裸線	0.8　〃
	高圧ケーブル	裸線	6　〃
	裸線	裸線(垂直距離)	6　〃
		裸線	※1.2　〃
		裸線(水平距離)	1.2　〃

※印は、誘導障害がない場合にのみ。

ａ　架空電線と他の架空線路の支持物との距離は、低圧架空線路にあっては、0.3m以上、高圧架空線路にあっては、0.6m以上（電線がケーブルの場合は、0.3m以上）であること。

ｂ　架空電線と建築物等との距離は、0.3m以上であること。

ｃ　架空電線は、低圧架空線の上に設けないこと。ただし、施工上止むを得ない場合で、架空電線と低圧架空線又は高圧架空線との間に保護網を設けた場合は、この限りでない。

ｄ　架空電線の低圧架空線又は高圧架空線と接近する場合で、架空電線を低圧架空線の上方に設ける場合にあっては、相互間の水平距離を架空電線の支持物の地表上の高さに相当する距離以上とすること。

ｅ　架空電線の高さは、次によること。

(a)　道路を横断する場合は、地表上６ｍ以上とすること。
(b)　鉄道又は軌道を横断する場合は、軌道面上5.5m以上とすること。
(c)　ａ及びｂ以外の場合は、地表上５ｍ以上とすること。ただし、道路以外の箇所に設ける場合は、地表上４ｍ以上とすることができる。

ｆ　架空電線と低圧架空線又は高圧架空線と共架する場合は、次に適合すること。
(a)　架空電線は、低圧架空線又は高圧架空線の下に設けること。
(b)　架空電線と他の架空線の離隔距離は、架空線が低圧架空線にあっては、0.7m以上、高圧架空線にあっては、1.5m以上とすること。
(c)　架空電線は、他の架空線により誘導障害が生じないように設けること。

ｇ　その他架空電線については、次によること。
(a)　ちょう架用線は、亜鉛メッキ鋼線（より線に限る。）とし、その太さは、基準 27－９表によること。

基準２７－９表

ケーブルの種類	ちょう架用の太さ（㎟）
ケーブル　0.65 mm　10PC 以下	断面積　22
〃　0.65 〃　20PC 〃　.	〃　30
〃　0.65 〃　550PC 〃　.	〃　45
〃　0.65 〃　100PC 〃　.	〃　55

注　PC：線の対数

(b)　架空電線は、がいし、メッセンジャーワイヤー等で堅ろうに支持し、かつ、外傷絶縁劣化等を生じないように設けること。
(c)　架空電線の引込み口及び引出口には、がい管又は電線管を用いること。
(d)　架空電線の架空部分の長さの合計が50mを超える場合は、基準２７－５９図に掲げる保安措置を設けること。ただし、架空配線が、有効な避雷針の保護範囲内にある場合又は屋外線が、接地された架空ケーブル又は地中ケーブルのみの場合は、この限りでない。

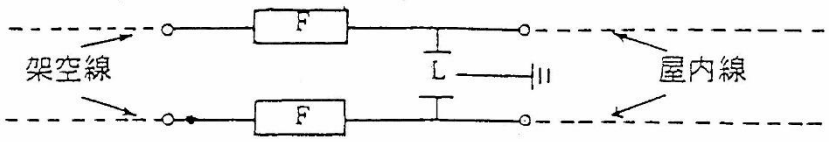

F：定格電流７Ａ以下の自動しゃ断器
L：交流５００Ｖ以下で作動する避雷器
E：第３種接地工事

基準２７－５９図

オ　屋外配線
(ｱ)　金属管、合成樹脂管、可とう電線管又はケーブルを造営材に沿って取付ける場合、その支持点間の距離は、２ｍ以下とすること。
(ｲ)　メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に設ける場合は、十分に絶縁すること。

カ　接地

（ｱ）　接地線は、導体直径 1.6 ㎜以上のビニル電線又はこれと同等以上の絶縁性及び導電性を有する電線を用いること。

（ｲ）　接地線には、ヒューズその他の遮断器を設けないこと。

１０　戸外表示器●

共同住宅の住戸、病院における病室、有料老人ホームの介護居室又は認知症高齢者グループホームの居室など、同形態で早期の出火場所等の特定が困難と思われる防火対象物については、その居室の出入口上部に、戸外表示器を設置すること。

ただし、受信機で、発報した居室及び感知器が特定できる場合は、戸外表示器の設置を要しないものとする。

１１　自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

火災通報装置又は警備会社等の遠隔移報装置等と自動火災報知設備との接続方法は、次によること。

(1)　接続要領等

ア　移報用装置は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。●

イ　連動停止スイッチ箱は、受信機又は火災通報装置等の直近で点検が容易な位置に設けること。●

ウ　移報用装置、連動停止スイッチ箱を接続することにより自動火災報知設備の機能に支障をきたさないこと。

エ　受信機に移報用装置、連動停止スイッチ箱を接続する場合は、移報用端子等の仕様を確認したうえで接続すること。●

オ　受信機の移報用端子又は移報用装置に移報を停止するスイッチ及び移報が停止中であることを明示する表示灯が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。●

カ　警備会社等が設置する遠隔通報装置等への接続は、受信機の移報用端子又は移報用装置から行うか、若しくは連動停止スイッチ箱を介して行うこと。●

キ　移報用装置又は連動停止スイッチ箱の電源は、停電時出力できる端子から供給されるものであること。●

ク　自動火災報知設備の受信機から連動停止スイッチ箱までの配線及び連動停止スイッチ箱から火災通報装置までの配線は、省令第 12 条第 1 項第５号の規定によること。●

(2)　自動火災報知設備の受信機との接続方法等

ア　受信機に移報用端子が設けられていて、使用されていない場合（基準 27－60 図参照）

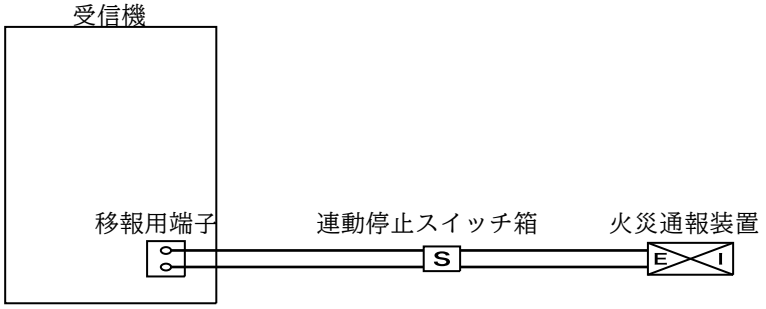

（注）　移報用端子には「火災通報装置等用」である旨を表示すること。

基準２７－６０図

イ　受信機に移報端子が設けられていて、すでに他の設備等に使用されている場合（基準 27－61 図参照）

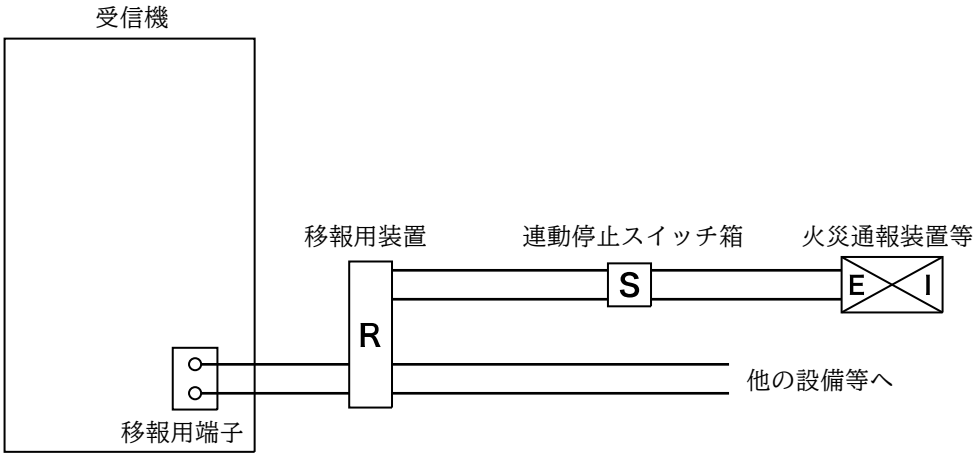

（注）1　移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えすること。
2　移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

基準２７－６１図

ウ　受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合（基準 27－62 図参照）

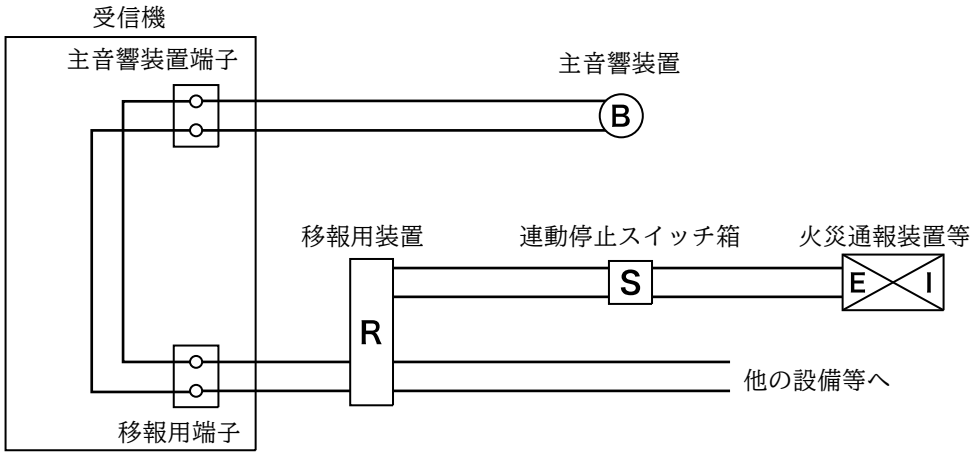

（注）1　移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えすること。
2　移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
3　主音響停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。
4　接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

基準２７－６２図

エ　受信機に移報用端子が設けられていない場合（基準 27－63 図参照）

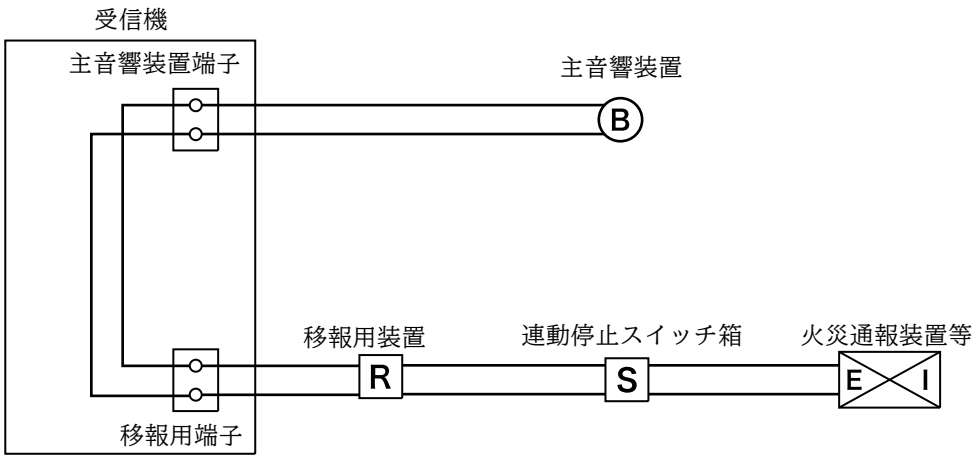

（注）1　新たに接続用端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
2　主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。
3　接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

基準２７－６３図

１２　文化財建物に対する運用●

(1)　建造物が次のいずれかに該当する場合は、政令第 32 条を適用し、自動火災報知設備の設置を要しない。

ア　政令別表第１(17)項の防火対象物（以下「建造物」という。）を収納した建築物の特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、当該建築物の内部及び周囲に火災発生の要因がないもの。

イ　外部の気流が流通し、火災の発生を感知器により有効に感知できない開放式の構造のもの。

ウ　一間社、茶室等延べ面積が７㎡以下の小規模な建築物であり、当該構造物が他の建築物等と独立していて火災の発生のおそれが低く、かつ、火災の際延焼のおそれが少ないと認められるもの。

エ　建造物の敷地内に管理者が常駐していないため火災の発生を有効に覚知できず、かつ、その敷地の周囲に民家等がなく設置しても有効に維持できないと認められるもの。

(2)　感知器の設置については、次により政令第 32 条を適用し、一部設置を緩和してさしつかえないものであること。

ア　電気設備及び煙突を有する火気使用設備を設けていない建造物であり、かつ、当該建造物の周囲の建築物等に煙突を有する火気使用設備を設けていない場合は、当該建物の小屋裏又は神社内陣の部分には、感知器を設置しないことができること。

イ　三重塔、五重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び観覧者を入れない城廓等の建造物の階段には、煙感知器を設置しないことができる。

ウ　一間社、茶室等の小規模な建造物に設ける差動式分布型感知器の空気管の一の警戒区域の露出長は、10ｍ以上 20ｍ未満とすることができる。

(3)　常時人が居住せず、かつ、観覧者を入れない建造物は地区音響装置を要しない。

１３　既設の自動火災報知設備●

(1)　昭和 44 年４月１日現在、既に設置されている差動式分布型感知器については、機能試験を行いその結果機能が正常であると認められるものに限り、当該防火対象物について相当規模の改修がなされるまでの間は、改修を要しない。

(2)　昭和 45 年９月 30 日現在、既に設置されている自動火災報知設備の予備電源については、その容量が火災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（昭和 52 年自治省令第 19 号）第４条第８号に規定する容量以上であり、かつ、当該予備電源を６か月に１回以上取り替える場合は、３回線以上の受信機であっても、これを更新するまでの間は、その予備電源を乾電池とすることができる。ただし、予備電源の容量が非常電源として要求される容量以上であって、当該予備電源が内蔵式であるものにあっては、非常電源を設けないことができ、また、内蔵式以外のものにあっては、配線に関する耐火措置等を講じることで非常電源とみなしてさしつかえない。

(3)　昭和 45 年９月 30 日現在、既に設置されている自動火災報知設備で予備電源がないものにあっては、非常電源として蓄電池設備を設けた場合は、予備電源を設けないことができる。

１４　その他●

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号。第２条に規定する特定小規模施設に、政令第 21 条の規定による自動火災報知設備を設け、天井裏の感知器について免除する場合は、政令第 29 条の４第１項扱いとし特定小規模施設用自動火災報知設備として取り扱うものとする。